

福祉文教委員会会議録

令和4年4月22日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 16：46

【 案 件 】

1. 児童虐待防止に向けた取り組みについて
2. ICT教育について

【 報告事項 】

1. 学校施設における児童の転倒事故について （教育総務課）

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「児童虐待防止に向けた取り組みについて」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

本日は子ども家庭総合支援拠点の詳細と令和4年度飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画について、ご説明いたします。

まず初めに、令和4年度の組織機構の再編に伴い、妊娠期から乳児期、就学前の教育保育までの一連のライフイベントや、子どもに関する窓口を集約したことで、子育て支援課及び保育課の市民向けの総称を全職員から意見を集め、「こども家庭センターcocosumo（ここすも）」という名称を使うことといたしましたので、ご報告をいたします。cocosumo（ここすも）は、職員が考案した造語で、コンセプトは、「子どもと暮らすこと」、ここすもの「こ」には子どもという意味、「ここ」にはこの場所、飯塚という場所、「すも」には住むということ、「こすも」は飯塚市の花であるコスモスなどを掛け合わせた言葉でございます。現在、資料で提出していますような案内パネルを作成中で、1階の子育て支援課と保育課を指し示すような位置に配置するとともに、今後は市の広報などの際に使用していくこととしております。

次に、令和4年4月1日より、子育て支援課に設置されました子ども家庭総合支援拠点につきまして、業務内容の詳細をご説明いたします。資料1ページから4ページには、子ども家庭総合支援拠点について、関係法令や厚労省のガイドラインなどをまとめております。御覧のとおり、子ども家庭総合支援拠点はソーシャル機能を担い、全ての子どもとその家庭や妊産婦を対象に、その福祉に関して必要な支援に係る業務全般を行うものであり、実情の把握、情報の提供、相談、調査及び指導、支援、関係機関との連絡調整を行ってまいります。

5ページには、前年度までの市の体制を示しておりますが、そこに記載しておりますとおり、切れ目のない支援を行うために機構改革を行い、6ページ以降にその新しい体制についてを記載しております。新体制では母子保健と子育ての業務を子育て支援課に集約し、保育部門は分離して、保育課を新設しております。これら全ての業務を同じフロアで行い、連携してまいります。新しい子育て支援課は、子育て支援・政策係、子ども家庭相談係、母子保健係の3係で構成しておりますが、係の事務分担についても見直しを行っており、子ども家庭総合支援拠点は子ども家庭相談係の中に含まれております。6ページの③にあるように、本市の子ども家庭総合支援拠点は国の定めた拠点設置運営要綱にある子ども家庭支援員、虐待対応専門員、心理担当支援員に加え弁護士を配置し、業務を行ってまいります。

8ページには、拠点の職員ごとの業務内容を記載しておりますが、②に記載しているとおり、本市では子ども家庭支援員1名、虐待対応専門員2名、母子・父子自立支援員1名を1グルー

プとして2グループを設置し、社会福祉士の資格を持つ子ども家庭支援員が業務の総括役として支援を行っていくこととしております。

10ページからは、業務のフローチャートと具体的な業務の内容を記載しております。受理会議・拠点ケース会議につきましては、12ページにあるように、現在、毎週水曜日の午前中に会議を行っており、情報提供を受けた相談等についてアセスメントを行い、支援方針の協議や係内の情報共有を行っているところでございます。こちらの会議につきましては始まったばかりで、会議の在り方自体を試行錯誤しながら行っていくものとなりますが、既に心理担当支援員や弁護士も出席していただき、専門的見地からの意見をいただくなど、しっかりとした成果を出していけるものと考えております。

次に、令和4年度飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画についてご説明いたします。本計画につきましては、飯塚市の子どもをみんなで守る条例に基づいて策定したものでございますが、前年度までの計画の組立てを見直し、条例に沿う形で記載しております。初めに市の体制として、拠点の設置についてと、専門的な職員の育成として、法定研修の受講などについてを記載しております。

次に、市の責務として、子育て支援センターや子育て支援課母子保健係が行う育児相談などの実施、要保護児童連絡協議会、学校の対応、広報や啓発活動の実施、地域との連携などを計画しております。要保護児童連絡協議会につきましては、現在、会議体制の見直しのための作業部会を立ち上げ、来週にも第1回目の会議を行う予定としております。また、地域との連携に向け、今年度は各自治会長会に出席し、本市の児童虐待の現状を報告した上で、地域での見守り強化のご協力をお願いしていきたいと考えております。

7ページからは、虐待の未然防止に向けた活動として、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診や関係機関と連携した取組を記載しておりますが、来週からは拠点の職員が市内の各小中学校を訪問し、虐待対応について、担当の先生に直接お会いをして、協力をお願いすることとしております。また最後には、11月の児童虐待防止月間の取組を記載しております。

以上、簡単でございますが、資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。今、2点報告がありました。子ども家庭総合支援拠点に関わるものがあつたわけですが、この設置の意義について、また今後の効力について、お話を聞いていきたいと思うんですけども、まず、お尋ねしたいのは、既に5年前に、厚生労働省雇用均等児童家庭局長名で通知が発せられていて、つまり2017年の3月31日付文書のことですけども、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置・運営等についてという文書ですね。5年かかったことについて、今どういう評価をしておるのか、まず、お尋ねしたいと思います。

○子育て支援課長

設置までに5年間はかかりましたけれども、その間、しっかりとした体制をつくるために研究を行っておりまして、現在、国の基準を上回る形で設置できたということが成果であると考えております。

○川上委員

副市長2人おられますけど、ほかにないですか。

○久世副市長

ただいま担当課長が申しましたように、確かに5年、期間がかかってしまいました。しかしながら、今回は基準を上回る体制を整えて、今後しっかりこの拠点が機能的に動いていくように頑張っていきたいと考えております。

○川上委員

5年間、調査・研究をしたわけですね。どういうことをしてきたんですか、5年間。

○子育て支援課長

まず、どのような形で設置するのがよろしいのかということで、飯塚市の場合は、母子保健係を子育て支援課に移管して、同一課で、今体制をつくっておりますけれども、こちらについては、国の指針では望ましいという、一緒の課で、一緒の部門で設置することが望ましいというような形での表記でしたので、それが、どちらがよいのか。また、どのような人材をそろえるのがいいのか、子ども家庭支援員には資格が必要になってきますので、こういった方々に来ていただくのがよいのか、そういったことについてを、細かく本市でも研究いたしましたし、また、他市の事例なども研究させていただきながら、今回の設置となったものでございます。

○川上委員

この研究をしてきた担当のセクションはどこですか。

○子育て支援課長

設置に向けて協議をしてきたのは、子育て支援政策課でございました。

○川上委員

当初から、5年後にスタートしようということだったわけですか。それとも、いつ設置ということ、期限を定めずに研究を続けてきたわけですか。どうでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:09

再開 10:10

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

すみません、先ほど子育て支援政策課で協議をしておりましたと申し上げましたけれども、正確には、その設置を、国の方向性が出たときには、まだその課は存在しておりませんでしたので、子育て支援課のほうで、まず方向性を協議しておりましたが、令和2年に子育て支援政策課を市のほうで設置し、最終的な設置に向けての協議をしてきたものでございますが、時期につきましては、当然その5年間かけるということで協議をしたわけではなく、国の方針として令和4年の4月までに設置することという目安はございましたけれども、それに向けて協議を行ってきたものでございます。

○川上委員

設置するかどうかを含めて検討を始めたということですか。それとも、私は、設置する方向で調査・検討を始めたというふうに思ったんですけど、設置するというのもまだ決めずに、調査を始めたということですか。

○子育て支援課長

設置する方向で協議はしておりました。その具体的なものを取り決めていくために、令和2年の子育て支援政策課での体制を整えたものでございます。

○川上委員

2017年3月31日といえば、片峯市長が就任して、その月ではないですかね。そして設置を決意するまで3年かかったということになりますか。

○子育て支援課長

それまでも設置に向けての協議を行ってきて、具体的なものを煮詰めるための政策課の設置ということでございます。

○川上委員

ですから、片峯市長が、こういう国からの、そのまま100%というわけにはいかないと思

うけども、こういう前向きの、かなり緊急性を持った提起をしているのに、決意するまで3年かかったということではないんですか。

○子育て支援課長

設置についての決意が固まる時間ではなく、こういった形で設置するのが望ましいかということで、協議を行っていた期間だということでございます。

○川上委員

決意は、それより以前ということですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:14

再開 10:16

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

具体的には、市のほうでは法改正が行われた後、子育て支援課のほうで検討を始めておりました。その後、平成30年度に情報収集を行っているという記録が残っておりまして、令和元年度に県内の設置状況調査などを行い、その後、令和2年度に子育て支援政策課を設置し、在り方についての検討をしておりました。それまでの期間につきましては、先ほども申し上げましたけれども、拠点の形をどのような形とするのが望ましいのか、決してそれ以前の状況で連携が全くとれてなかったというわけではございませんので、こういった形でよりその連携をとりやすくなるかなどの調査・研究をしながら、設置することについては、その方向に向けては動いておりましたけれども、具体的なものを煮詰めていたような期間でございます。

○川上委員

大体、児童虐待問題を特別付託案件で審査するときね、なぜ市長が出席しないのかということ、ずっと言っているじゃないですか。議会とどういう約束があるのか知らないけど、議会ではない、議長あたりと。ここに座っていて当たり前じゃないんですか。前回も言った、前々回も言ったのではないですか。何の公務があるんですか。委員長、聞いてるんですか、何の公務か。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:18

再開 10:18

委員会を再開いたします

○川上委員

何の公務か分からないのに、議会で、児童虐待問題についてね、何か月かに一遍、その半年に一遍ぐらいやっているわけでしょう。何の公務かも分からないと。そして答弁もできないじゃないですか。市長は、いつ、この子ども家庭総合拠点の設置について、決意を固めたんですか。副市長で答弁できますか。お願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:19

再開 10:20

委員会を再開いたします。

○久世副市長

大変失礼いたしました。平成29年の3月31日の通知を受けた後に、市長のほうから福祉部のほうに対して、この拠点整備を進めるというふうに指示が出たというふうに確認いたしま

した。

○川上委員

それは口頭による指示ですか、それとも記録があるんですか。確かに片峯市長が指示をしたという。何月何日に指示をしたとかいう、受け手の側の文書でもあるんですか。記憶の話をしているんですか。

○子育て支援課長

文書等による記録は残っておりません。

○川上委員

記憶で今答弁したわけでしょう。それで、資料を出してください。ないのか、あるのか、確認して。これから先はね、あなた方の、市長はいないんだから、市長は迷惑かもしれないけども、あなた方の記憶で、2017年3月31日の通知を受けて、かなり早い段階で、設置に向けて調査・研究するように指示をしたということなんでしょう。そしたらね、そのときに、設置時期を年度中だとか、そういう設置の時期のめどについての指示はありましたか。

○子育て支援課長

当初、国がこのプランを出したときには、いつまでという指示はあってないものと思います。その際には、国のほうも期間等は、具体的なものは示しておりませんでしたので、その後、児童虐待防止対策体制強化総合プランというプランが示されまして、令和4年までに全市町村に設置するという方針を打ち出されましたので、これに間に合うような形で、決して4年までにとということではなく、それまでにつくるということと動いております。

○川上委員

このまちで起きている虐待と、その兆候と、その危険性を、目の前にして仕事をする形ではなくて、国がめどを示してなければ、ずっと調査をすると、国がめどを示したら、それまでにはというような仕事の仕方を、この児童虐待防止の分野でもしておったということかと思うけど、副市長どうですか。

○久世副市長

担当課長がご答弁させていただきましたとおり、当然、この児童虐待等については、当時の担当課が取り組んでおりましたので、その中で、こういった提言がある中で、新たな拠点整備という部分で、それを進めてまいった、研究してまいったわけではありますが、だからといって今議員ご指摘いただきましたように、そういった虐待等について不完全であったと、対応が不完全であったと、確かにこういった事件等も起こったのは事実でございますけども、私はそうは思っておりません。

○川上委員

何を答弁されたか、よく分かりませんでしたけど、最後のほうは、そう思っていないと、何を思っていないんですか。

○久世副市長

こういった虐待等に対応する市の体制が不十分であったと、結果的に事件が起こった事実はございますけども、体制を整えておったというふうに考えております。

○川上委員

こういう答弁が出る背景に何があるのかということなただけど、子どもが3人、命を奪われても、内部検証がまだ終わってないと。だから、市としては、やっぱり真剣さが不足しているのではないですかね。確かに、子ども家庭総合支援拠点が、万能というわけじゃないですよ。しかも、新たな弱点だとか、困った出来事、生ずるかもしれない。そういうことも研究したんでしょう。そしたらね、これによって、この設置によって、虐待をめぐる情勢だって、発展していつている、変化しているわけですから、そのときの体制でそれで対応してきた、変化する中でこういう対応をするんだということになるんだけど、今回の総合拠点の設置によって、従

来と比べて、どういった力を持つのか、そのところをどう考えているか、聞かせてください。

○子育て支援課長

今回、母子保健係が子育て支援課内に移動してきたことに伴いまして、今まで別のセッションで、特に穂波支所と本庁という物理的な距離もございましたけれども、それが同一フロア、同じ部署で対応していくということで、素早い連携がとれるようになったことということは、まず一つございます。また、今回、時間はかかりましたけれども、しっかりとした拠点を設置する中で、本市の規模でありましたら、国の設置要綱では必須とされていなかった心理担当支援員、こちらについては飯塚市は非常勤でございますけれども、今、採用しておりますが、実際その会議等を行う中で、心理担当の方の助言等意見をいただくことで、今まで私たちが見えていなかったというか、その場その場で対応していく中で、こういった方向性もあるんだというようなことも、新しい着眼点が見えてきたということも一つ、今回の拠点の中で、設置して、機能していくのではないかと、心理士だけではなく弁護士という、今までの家庭児童相談員と児童相談所との協議以外のところの新しい着眼点で、視点、意見をいただけるというような形で協議ができるというのも、本市の拠点の中の特徴であるというふうに考えております。

○川上委員

課長からそういう2つの点が、新たな力だと言われたんだけど、先にそのことについてお尋ねすれば、母子保健係というのは穂波支所にあったわけでしょう、従来。今課長が答弁されたような効果、連携プレーの効果があるのであれば、5年待たないで移動ができたわけではないんですか、場所の移動が。あるいは離れていても、そんなに、とんでもなく離れているわけではないので、連携プレーは可能だったとは思いますが、この物理的な事情だけで、1つの課に入るといってしまえば、早く、物理的なことと言えば、本庁のほうに移動するか、本庁が向こうに移動するか、同じフロアがいいというのであればですよ。そういったことは検討したことはないですか。

○子育て支援課長

母子保健係の業務につきましては、当然、虐待に関連することもございますけれども、そのほか乳幼児健診だったり、予防接種だったり、たくさんの業務をしております。その中で、子育て支援課の中で業務を行っていくほうがよいのか、医療保険課で行っていくほうがよいのか、そういったことを検討するために若干時間はかかっておりましたが、それまでも連携が行われていなかったというわけではなく、実際に虐待案件のようなものがあつたときには、保健師と連絡を取り合っただけで訪問したりだったり、ケース会議を一緒に行ったり、そういった形での、共同の協力はしておりました。ですけれども、今、同じフロアになって、指揮系統が1つであるということと、お互いの話がやはり聞こえる立場にいるということで、より今後は連携がやりやすくなるのではないかと感じております。ただ、それ以外の業務もございまして、先ほど委員がおっしゃったように、今後の問題点が出てくるかもしれないとおっしゃってございましたけれども、そういったことは、またあるかもしれないということは考えております。

○川上委員

健幸・スポーツ課というのをつくりましたね。それで、健康には栄養がいる。栄養という要素と、それから運動という要素と、それから医療という要素が要るでしょう、主なものとしては。だから、一般に健康とスポーツを、栄養も含めて、見るという発想はいいと思うけど、母子保健をここに組み込んで、子育て対策の充実及び虐待防止という大きなテーマが、しかも大きくなってきていると、増大しているという状況の中で、もっと早く、今回のような発想を持つことができたのではないかと。健幸・スポーツ、健幸、健やか幸せまちづくり、名のとりの仕事ができただろうかというのがね、体制上からも検討される必要がある。それから2番目が、専門の方を設置することだということだったんだけど、この1と2以外にはもうないです

か、今回の総合拠点の力というのは。

○子育て支援課長

当然、拠点の設置で配置が必須とされております子ども家庭支援員を2名、本市では採用しておりますけれども、こちらの方々には社会福祉士の資格をお持ちの方で、ソーシャルワークを担っていただくような形で、拠点になりまして、以前の子ども家庭相談室から、拠点設置で、その支援員と虐待対応専門員を1人増員しておりますので、人数的にも、増員をしているような形で取り組んでいくような形となっております。

○川上委員

ほかにはないですか。今言われたのは人的な力が増えているということをおっしゃったんですね。量的なことをおっしゃったんですね、多分。母子保健との連携、それから心理担当、弁護士、その専門性、質的な強化が行われたと。3番には、それにも関わるけれども、量的というか、人数的な体制の強化もできた。ほかにはないですか。

○子育て支援課長

質と量という話で充実させたということで、それ以外と言われますと、今後につきましては、そういう専門職、また資格を持っている職員を配置したことによって、従来の家庭児童相談員として、虐待に対応していた職員等の、自体のスキルアップと飯塚市の児童虐待対応に係る、対応する力のスキルアップというものが図れるのではないかというふうには考えております。

○川上委員

ほかにもあると思うんですよね。気がつかない力というのに気づいて、それを積極的に生かすというのが要るのではないかと。それは、私が3児童の死亡事例から感じるのは、福岡県児童相談所だとか、警察だとか、国もあるかもしれませんけど、そうしたところとの緊張感を持った、表現がちょっとあれかもしれませんが、連係プレーというか、その子と親を守るために、緊張感を持った、必要などときにはやっぱり意見を述べて、堂々と。まだ反論もあるかもしれませんが、一時保護の問題とか、意見が違う場合があるでしょう。そういうときに、ばらばらの市のセクションでは、福祉部長とか、市長とかいるんだから、対応できることもあるかもしれないけども、課のレベルで、あるいは拠点というレベルで、そうした機関と認識が違う場合があることもあるでしょうから、きちんとした緊張関係で物が言える。よりよいものを子どもたちと保護者たちに提供できるようにするというのがあるのではないかと思うんですけど、この点については、どうお考えですか。

○子育て支援課長

昨年度の検証委員会等を通しまして、今後の体制づくりの中で、今おっしゃっている、拠点ができたということは当然ございますけれども、児童相談所等との連携の在り方については、拠点という形ではなく、本市の子育て、子どもたちの虐待案件を扱う課として、児童相談所にきちんと物を言える体制づくりというものの必要性は感じております。実際、田川の児童相談所のほうとは、もう既に協議をいたしておりまして、今までのような個別の案件のためだけに集まるのではなく、月に1度程度になります。ちょっとまだ回数とかは決めておりませんが、定期的には児童相談所と打合せを行い、方策等の見直しを行っていきたいということ、児童相談所のほうからも、それについては、ぜひやっていきたいと思いますということで、お互いに同じ方向を向いて、今やっぴいこうとしておるところでございます。

○川上委員

言葉尻ということではないけど、あまり同じ方向を向いていると、緊張関係が出てこなくなる。だから、やっぱりそれぞれの立場、役割があるじゃないですか。大きい目標は同じ方向でいいんだけど、でも、それぞれの立場や役割があるので、そこはやっぱり緊張関係を持って行ったほうが大事じゃないかと。だから、児童福祉法でも、国の役割、県の役割、市町村の役割と明確に大体なっていると思うけど。それで、私はそれが一番力に、本来なるし、しなければ

ならないのではないかというふう思うんですけど。一方で、状況も違うときの旧体制、状況が新しくなった中での今の体制ということで、一概に比較はできないとは思いますが、メリットについても。気をつけないといけない面とかいうことは検討しましたか。

○子育て支援課長

新しい体制になりましたけれども、当然、今までも、今既に支援を行っている家庭等たくさんございますので、そういったところについて、新しく設置された子ども家庭支援員等だけでは情報がまだ不足している点があるということで、今回、本市では先ほど申し上げたようなグループをつくったところで、支援員と虐待対応専門員、母子・父子自立支援員が一つのグループとなって、情報共有して、対応を行っていくということ、まず一つの方法としてやっております。また、昨年度から、3児童の話の中でも出ておりましたけれども、なかなか私たち管理職に、その話が上がってくるのが遅いのではないかということについても、当然、反省をしております、その点については、先ほど申し上げました週1回の会議等で、全員が、課の関係者が、その情報を共有するような形づくりも行っております。

○川上委員

気をつけなければいけない、私たちが気がつかない、その体制上の弱点ですよ。やっぱり、よいものをつくってきているから、よいものをつくったという自信があって当然と思うけど、その中で、意図はもちろんしないけど、気がつかない弱点というものもあるはずなんですよ。一生懸命書いた原稿でもミスがあるでしょう。だから、普通でも許されないけども、これは子どもの命に関わることなので、弱点はどこにあるのかということを考えないと。私は、地域性の問題があるのではないかと、拠点をつくるわけだから。全部、飯塚市域全体をこの拠点で、視野の中に入れることができるんですかというのがあると思うんですよ。また、市民の側も、拠点が身近かという問題があると思います。結局、拠点、何だっけ、ここすも、そういう工夫はよく分かりますけど、地域からよく見えてというような、地域性の問題が一つあると思います。それから、これ後で併せて答弁で聞きたいけど、それについては。それからもう一つは、体制上の専門性の問題と、人数も増えたということになるんですけど、これが非常勤というふうに言われましたかね。なぜ、正規職員じゃないんですか。安定的に、専門性を、いろんな地域を、あれしていかないといけないでしょう、蓄積していく必要があるじゃないですか。1年後、自分がそこに座っているか分からないという姿で、4月に着任するんですよ。だから4月のときには、もう来年4月のことを、そこにいるか分からない人たちが、そこで仕事するんですよ、極端に言えばね。ここに継続性だとか、専門性の蓄積だとか、経験の蓄積だとかいうことがね、安定的にできるのかと。こういう弱点はないのかという問題ですよ。それからもう一つ言いますね。先ほど、ちょうど言われたんですけど、管理職は情報をなかなか把握できないこともありましたというような趣旨だったと思うけど、その管理職というのは誰のことかよく分からなかったけど、これはよく研究しないとイケないんですけど、個人情報というじゃないですか。3児童のときに関連して、このご家庭は学校給食費は払えていたんでしょうかと聞いたことが、私あるんですけど、個人情報ということで答弁がないわけですね。議会で対応できない場合でも、学校給食課長は分かっているかもしれないけど、学校教育課長は分かっているんだろうかと。それから、子育て支援課長は分かるんだろうか。そういう、これはかなり重要なキーワードだと私は思っているんですよ。給食費の滞納があったか、なかったかと。納付書は子どもに持たせていたのではないかと思われるけど、その個人情報の、何ていうかな、厳格な取扱いとともに、情報の共有という、ここはずっと言われていることなんですけど、今言った3つの課題があるのではないかと思うけど、私のこの問題意識については、副市長どう思われますか。

○福祉部長

まず初めの、誰にでも、誰でも相談できるか、全市がカバーできるかという問題ですが、確かに真ん中に拠点がありますと、なかなか市全域から、周知の問題もあろうし、今後、

これをどのように広げていって、どこからでも、例えば子どもたちからでも相談ができる体制とか、そういう相談窓口の拡充というのを、今、原課のほうと相談しております。本庁の玄関を入ってきたときに、すぐに相談に行きやすいような体制、物理的な体制も必要だろうと思いますので、そこら辺も見直ししながら、そしてその相談窓口の周知、それもしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして継続雇用の問題ですが、基本的には任期付で3年間の雇用をしておりますので、継続的な、3年じゃないかと言われればそれまでなんですけども、一応、単年度契約という話ではありませんので、継続的な支援はある程度でき、また、そこでご本人が、今までのケースで申し上げますと、ご本人が望んで、私たちに人員の確保が必要であれば、継続してその方に来ていただいているというのが実情でございますので、なかなか正職員の採用というのは、専門職で継続的、そこが1つのセクションになりますので、なかなか難しいものがありますので、今後、このような専門職、どのような取扱いにしていくかというのは、検討の課題であろうとは考えております。

それから、最後に個人情報問題ですが、確かに1つの情報を複数の所管課で共有ができていないものと、できていないもの、質問委員が言われるように、確かにそういうものがあります。ここら辺はしっかり整理が必要だろうとは思いますが、例えば給食費1つの問題でも、この家庭が生活保護を受給されてあったというのはもう公然の事実になっておりますので、今ここでお話ししますけども、やはり生活支援課では滞納がないというのは分かります。生活保護ですと、給食費は生活保護のほうから出します。ただ、その生活保護を受けてない、受けているか受けてないかを知らないところは、やはり、そこに滞納があったのか、どうなのかというような形にもなりますので、そこら辺はどこまで共有していいものか、これはなかなか、書き物の中には、ここら辺の区切りというのはなかなか書いていないと思っておりますので、そこら辺しっかり内部で協議をして、決定していきたいというふうに考えております。

○川上委員

答弁は分かりました。ただ、2番目の、3年ということなんだけど、1年でなくてよかったなあと、私は言わないわけですよ。それで、国の定数管理、定員管理の枠から、この部門を対象外とすることという発想が要るのではないかと。そういうと、ここも大事、ここも大事、ここも大事というふうになりますよというふうに反論が来るかもしれないけど、副市長だって、大方の反対を押し切って2人にしたんだから、必要だという判断なんでしょう。それで、こういう子どもの命に関わる部門というのは幾つもあるけれども、3人の子どもが命を失ったんですよ。これから言えば、やっぱり、処遇をきちんと正職員にして、安定的にやっていると、それは異動とかあるかもしれませんが。しかし、正職員という処遇でやっていくというのは大事じゃないんですか。

それから、3番目の個人情報に関わることなんですけど、このご家庭は飯塚に来て、いきなり生活保護を受けたわけではないわけですよ。受けようとしたわけではないわけですよ、いきなり。それで、学校給食費を納入できている家庭の子どもでもあるか、それから、水道料金の滞納によって、水が止まっている家庭の子であるとか、電気は、もちろん税金もですけど、そういう状況にある家庭の、というのは既にSOSが発信されてるわけですよ。可能性が高いわけ。ところが市役所のほうは、SOSを受け止めてというよりは、SOSを出させるようなことを平気でやってきているわけです。水は止める。それから資格証明書発行世帯でも、子どもの医療証は出ているけど、やっぱり国民健康保険税がなかなか高過ぎて払えないというご家庭もあるわけでしょう。そういうご家庭というのは、全部SOSが上がっているわけですよ。市役所のほうは納めないほうが悪いという、税の公平性とか、公平性の名の下にSOSを見ようとしなのではないですか。だから、個人情報に関わることなので、一人一人について、一般にどうこうというのはできないけど、市役所はできるでしょう。毎月か、定期的に、ライブ

ラインに関わる、学校給食費も含めて、保育料とか、そういうものが滞納になっている世帯のところに、適切に市役所のほうで子どもが元気かどうかというのを確認するシステムを、この総合拠点をつくるなら、業務というか、それをコーディネートする仕事ができないのか、また別につくるとかあると思うんだけど、連携が必要というのであれば、SOSかもしれない状況を共有して、子どもの安全ないし、元気を確認していくと。高齢者にも通じることではありますけど、こうしたことを、私は考えたんですよ。これは片峯市長が、そうだと思えばできることではないかと思うんですよ、企業局も含めて。副市長はどう思われますか。

○久世副市長

さきの委員会でも、委員のほうからご指摘がございましたように、例えばその給食費の滞納ですね、こういった部分が、ある一つのSOSの情報発信になっていると、私もいろんな観点で、その家庭に何らかの兆候を把握することによって、いろんな虐待等の防止につなげることができるのではないかということを感じたところでございました。今、ご指摘のように、市役所の中で個人情報取り扱い、これは当然、厳格に行わなければなりません。役所の中で共有するということができるのかというご指摘ではございますが、そこにやはり、各課の、いわゆるその保護する法律なり、そういった部分がございまして、これにつきましても今後検討課題とさせていただいて、内部で協議してまいりたいと考えております。

○川上委員

この総合拠点については、関係があると思うんだけど、これ、いいじゃないですか。だから、ようこそという感じで、何か虐待問題でも本当つらい思いで見えるわけですよ、通報する側も、相談に来る側も、そうだと思います。だから、ほかの子育てのいろんな、明るくて本当に喜びとなるような子育てだということで、それを全力で飯塚市が支えますよというのが、こう見たら分かるような、間取りというか、空気をつくっていくような工夫、非常にいいのではないかと思いますけど、明るくこの問題は、市民がみんな協力し合えるようにする必要あると思うけど、そのためには、やっぱり、飯塚市がこの3児童死亡事例から深く学び、学んだことを市民に公表して、市民に意見も聞くし、さらに深めていくという作業が要と思うんだけど、せんだって、外部検証だかよく分からない検証が行われて、そして報告書が出ました。かなり、心の重い仕事だったと思うけど、各委員さんも検討されて、研究されて、聴取に応じた側も大変だったと思いますけど、仕方ない。報告書を審査したんだけど、始めているんですけど、大事なことも幾つもあるけども、この間、指摘していますけど、これでは本当の教訓も引き出せないし、責任関係が明らかにならない。責任が明らかにならないければ、教訓は深まらないですよ。お互いに顔を見つめ合っているぐらいでは駄目だと。この間の質問に対する答弁では、内部検証はこれからだとおっしゃった。それで現在、内部検証がどこまで、どのように来ているのか。ちょっと今日までの到達を聞きたいと思います。市民に分かるように言ってください。

○子育て支援課長

この検証報告書を受けまして、まず3月22日に関係部署の担当部署の課長会議を行っております。この検証報告書で指摘された内容を含めたところで、各課の振り返りを行っていただくということと、今後の連携体制等について、形づくっていくということで、課長との意思確認の会議を一度行っております。その後、4月19日に担当部署の担当者会議を行っております。そちらでも、同じく具体的にどういったことをやっていきたいのか、その際には、既に子育て支援課が行ってきたことを例に挙げまして、こういったことを子育て支援課ではやっておりますというような話をさせていただきまして、各課ではどのような感じで、この事件を受けた後に、振り返りをされてあるかということを取りまとめるような形で、今、担当者のほうに下ろしているようなところでございます。今後も担当者会議を行いながら、最終的には庁内連携の形を、きちんとしたものをつくっていききたいというふうに思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:02

再開 11:10

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

今お尋ねしているのは、先ほどの、総合拠点の気がつかないメリットを生かすとか、気がつかないデメリットを出さない、防止すると。今後の新しい前進の手だてのために必要だと思うから聞いているわけですけど、今後のスケジュール的なものはあるんでしょうか。

○子育て支援課長

先ほどお尋ねになりました内部検証の担当者会議についてのスケジュールということでお答えさせていただきますけれども、それにつきましては、できましたら7月ぐらいまでにはある程度の形を、検証を終わらせて、議会、委員会のほうにも報告ができるような形で進めたいというふうには考えております。

○川上委員

本来、虐待によって子どもが亡くなった場合、死亡した場合の内部検証については、どういうスピード感でやる必要があるという提起をしているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:12

再開 11:13

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

国のほうからは、市町村においても検証を行うことが望ましいということで、いつまでにか、時期については記載はあっておりません。

○川上委員

こういう重大なことが起こって、直ちに教訓と責任を明らかにして、そのつもりでこの総合拠点も、5年もかかったけれども、急いだわけでしょう。外部検証かどうか分からない検証報告書は出たけれども、内部検証しますよと。これはいつまでというのは、やっぱり要るのではないですか、拙速にという意味じゃないですよ。また5年後に内部検証しましたということで、市長も変わっているし、副市長もいないし、ここにいる人が誰もいないというような、我々もいないかもしれないけど、というようなことでいいわけではないでしょう。国の通知が、それを書いていないからといって。だから、あなた方はいつをめぐりにというふうに決めていると思うんだけど、それはないですか。

○子育て支援課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、7月ぐらいまでには検証を終わらせて報告をしたいと考えております。

○川上委員

それは7月末をめぐりに確認しているということなんですね。

○子育て支援課長

はい、先ほど申しました担当部署との課長会議、担当者会議の中でスケジュールは決めています。

○川上委員

今の7月末というのは、今日初めて出たことなんですか。締切りというか、めぐりとしては。

○子育て支援課長

いえ、3月の課長会議を行ったときに、7月ぐらいまでには検証——検証報告書は、私た

ちが内部で検証するために外部の方たちに意見をいただいたものでございますので、この報告書を受けて、1月に報告書を受けておりますので、翌年度にはなりますけれども、新しい体制でできるだけ早いうちに見直しを行うということで、7月ぐらいまでには内部のほうの話合いも終わって、きちんとした連携体制をつくりたいということで話を進めております。それは3月の時点で決めておりました。

○川上委員

それを市役所の外に向かって公にしたのは、今日が初めてですかと聞いたわけです。

○子育て支援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それは確認しました。じゃあ、それはどのように公表しますか。

○子育て支援課長

内部の会議になりますので、結果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、議会、委員会のほうに報告をする形で公表していきたいというふうに考えております。

○川上委員

それは、私が決めるわけにはいきませんが、8月のこの会議ということになりますか、議会との関係で言えば。それとも冊子で先に、あるいはネットで公表するということになりますか。

○子育て支援課長

できましたら6月議会終了後の次の閉会中の委員会で報告ができたかと考えております。

○川上委員

分かりました。そこで、内部検証ですから、皆さん方が誠実に検証していけばいいんですけど、まず、あえて皆さんの内部検証に役立てばと思うことを一言だけ言いますと、先ほどから言っていることと重なっていくんですけど、国や県との緊張関係を持った検証をしたほうがいいというふうに思います。内部検証の結果、国や県にしかるべきやっぱり意見だとか、あるいは反省だとかいうようなことも出せるようなところまでいく必要があるのではないかと。それともう一つは、お互いの、市内部の今後の連携を深めるという意味でも、ほかのセクション、関係課への指摘だとか、要望だとかいう課内部の内部検証の中で、そのこともきちんと緊張感を持って明らかにしていくと。市長に言ったのにとかいうようなことがあるんだったら、そういうこともきちんとという意味合いも含みます。

そこで児童虐待に係る次のテーマとしては、不登校のお子さんとか、あるいは障がいのあるお子さんの場合のことなんですけど、今日は全面的なことではありませんけど、私もこの付託案件ですから、勉強もしているわけなんですけど、この間、調査をしていて、今日委員会でお尋ねしようと思うことがあったんですよ。総合教育会議というのは、どういう機関なんですか、お尋ねします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11：21

再開 11：21

委員会を再開いたします。

○教育総務課長

総合教育会議につきまして、定義的なことをご報告いたします。総合教育会議につきましては、地方公共団体の首長と教育委員会が教育政策について協議、調整する会議体でございます。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして地方公共団体に設置されるものでございます。

○川上委員

その会議録が本市のホームページでも紹介されているんですね。ちょっと勉強していくんですけど、この会議に藤江副市長が出席されています、1月の31日の会議に。してませんか。

○藤江副市長

はい、オブザーバーという形で参加させていただいております。

○委員長

すみません、川上委員、特別付託案件の範囲の中で、関連性について明確にした上で質疑をお願いいたします。

(発言する者あり)

○川上委員

それで、総合教育会議運営規則があると思うけど、オブザーバー規定があるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:23

再開 11:29

委員会を再開いたします。

○教育総務課長

総合教育会議におきましては、飯塚市では飯塚市総合教育会議運営要領というものを定めております。この要領につきましては、先ほど申しました地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして規定したものでございます。その中で、構成としまして、第3条に規定しておりまして、総合教育会議の構成につきましては、市長、教育長及び教育委員会の委員となっております。また、会議の出席者につきましては、第7条の規定によりまして、市長は協議等の内容に関する市長部局及び教育委員会事務局の関係職員に対し説明のために出席を求められることとなっております。

○川上委員

運営規則にないオブザーバーとして藤江副市長が出席してるわけですよ。オブザーバーになっているわけですよ。逸脱しているのではないですか、運営規則。

○教育総務課長

繰り返しになりますが、第7条の規定によりまして、市長は協議等に必要があると認めるときは、関係者及び学識経験を有する者のほか、市長が必要と認める者について出席を求め、意見を聞くことができるとなっております。

○川上委員

だから、そこにはオブザーバー規定はないでしょう。あなた方の会議録では、オブザーバーとなっていますよね。それには該当しないんですよ。オブザーバーだから。出席を求めてないよ。そこに規定する出席としては。なぜ副市長が、2人副市長がおられるんですよ、なぜその藤江副市長だけがオブザーバーとして、久世副市長は誘われましたか。

○教育部長

藤江副市長におかれましては、教育部を担当していただいている副市長でございます。その関係上、会議録としてはオブザーバーというふうな表現をしております、表現については不適切であるというふうなご意見かとは思いますが、担当副市長であられることから、ご意見をお聞きする機会もあるかということで、出席いただいているというふうにご考えております。

○川上委員

思っていますとは、どういうことですか。副市長が、私は担当してるから出ると言って出たわけですか。事務局のほうで、市長と相談して案内したわけじゃないわけ。市長と副市長が相談して、私が出ますということになったんですか、オブザーバーで。不登校、不適應、虐待に

も関わるんだから質問しているんですよ。本人から聞かせてください。どういうつもりで出席したんですか。

○藤江副市長

先ほど担当の部長からご説明いただきましたとおり、担当の部署ということで、教育長いらっしゃいますけれども、私も教育の部分には携わらせていただくということを承知した上で、この会議が1月31日に開催されましたが、1月1日に着任以降、いろんな会議等に出させていただいて、着任したばかりです。皆様にご挨拶をさせていただいておりましたが、この会議におきましても、教育部に携わらせていただくということで、ご挨拶をさせていただきたいということでお話をしたところでございます。

○川上委員

挨拶して引上げたわけですか。オブザーバーと書いてあるんですよ。不本意ですか。挨拶して帰ったわけ。どこに座ったんですか、あなたは。

○藤江副市長

私はその会議では意見を申し上げたりする立場ではございませんので、委員の皆様がいらっしゃるテーブル、円卓、ラウンドテーブルというか、テーブルの中には入らずに、後ろのほうに席をつくっていただきまして、ディスカッションな場所の後ろのほうに座らせていただきました。また、議事録にもございますが、冒頭でご挨拶をさせていただきまして、その後は最後まで皆様がどのようなお話をされて、運営されるのかをオブザーブさせていただいておりました。最後まで参加はしておりました。

○川上委員

こういう会議は市民は誰でも傍聴できるんですよ、本来。秘密会にすべきときは議決するでしょうけど。それは、もともとそうだと同時に、市情報公開条例第16条で確認されていることですから、傍聴席をきちんと設置し、市民が誰でも傍聴できるようにするべきなんだけど、そうしていたんでしょう。そしたら、会議録にオブザーバーと書くのは何ですか。誰に対する忖度なのかということになるわけですよ。そこで、そういう重要な会議なんだけど、ちょっとこれ説明を求めたいんですよ。片峯市長が会議録で、こう言っているんですよ。資料3ページにあると書いてるところから。資料3ページにある飯塚市適応指導教室のコスモス、フリースクールのオアシス、みんなのおうちについては不登校児童生徒が利用している施設です。実はそのコスモスを主催していただいている藤江先生からご相談がありました。皆様御承知のとおり藤江先生もご高齢でありまして、それでも一生懸命身を粉にしてオアシスで頑張ってくれておりますが、自分も年齢的にいつまでやれるか分からない。途中でできなくなったときに目の前に子ども達がいたとするとそんな申し訳のないことはないのでしょうか、という相談がありまして、じゃあコスモスとオアシスを融合させましょう、コスモスをより環境のよい今の鯉田にあるつどいの広場に移転させてやっていくのがいいのではないかと。園庭もありますので。今コスモスは市が雇用している2人の職員が一生懸命やっておりますが、オアシスは地域のボランティアの人たちの参加もありますので、そういう関わりも組入れながら、教育長とはできたら教員OBの方のお力もお借りするということでのオープンな運営をしていけばスペース的にも成り立つのではないかと話をしております。来年度からその試行に向かおうということで教育長とは調整しておりますし、今日は福祉部長が来てくれておりますが、と書いてある。実は今オアシスの施設を所管しているのは教育委員会ではなく福祉部なんですよ。しかしながら、子ども達のためにということで、福祉部が場所を提供する。会計的には所管が違い、つどいの広場の目的に合致しているかということと難しいですが、そうすると何も罪のない子どもたちがつらい目にあう可能性がありますので、教育委員会が主体性を持ってやるということは望ましいことです、と福祉部からもご意見をいただいております。そのように進めたいと思うのですが、それぞれに歴史もあるものでございますので、委員の皆様からのご意見がご

ございましたら、この場でお伺いしたいと思っております。みんな賛成と。どういうことを言っているんですか、この片峯市長は。教育長には相談済みと、福祉部長にも相談済みと、どういうことなのか。ここで虐待のこととか、不登校の子どもたちが、そうなるとかわいそうとか言ったかな、つらい目に遭わせると言ったのか、どういう意味合いの発言だったのか、あるいは事前の相談が、教育長、武井さんと、渡部さんにあっているようなので、ちょっと趣旨を聞かせてください。

○福祉部長

私のほうは、市長のほうから所管課のほうを通じまして、穂波の適応指導教室、鯉田のほうに合併をしたいという話はお伺いしております。ただ、あくまでもあそこの施設、議事録に書いてありますように、私たち福祉部が所管しておりますので、適応指導教室の合併については教育委員会がイニシアチブをとってしていただかないと、私たちのほうではちょっとそこは受けかねるというふうなお話で、その議事録の内容になっているというふうなところでございます。

○武井教育長

私のほうにも、会議の議事録のとおりでございますけれども、子育てオアシスにつきましては、多くの市内の小中学校の不登校の子どもを、過去、長年にわたってご支援をいただいております。それがなかなか、スタッフの方等を今後、維持・継続していくということ、なかなか課題があるというふうなお話をいただきまして、ただ大変たくさんのこれまでの実績やノウハウがありますので、そういう部分は市の適応指導教室も融合させていただいて、生かせるような方法はないかということで、お話をいただいたところです。

○川上委員

今、会議録のとおり読み上げました。ここには、不登校の子どもの必要性から出発していません。何から出発してますか。片峯市長が自ら、恩師だと言ってはばからない藤江文雄氏の高齢であることを理由にしているでしょう。私は藤江文雄さんは大変迷惑な話だと思いますよ。自分が高齢だということを言われて、そのために一体化する。それから、福祉部から教育委員会へ所管替えまでです。会計のことまで言っているわけですよ。そのために、片峯市長は、子どもをつらい目に遭わせられない。藤江さんが高齢であると。こんなことを言って、自分の考えとおりに進めようということで、福祉部長に相談する、教育長にも相談する。逆立ちしているのではないですか。まず子どもなのではないんですか。親とは相談したんですか、その前に。渡部さん、武井さん、自分たちに相談があるときに、違和感はなかったですか。あなた方が市長に相談するのではないんですか。なぜ市長からあなた方に相談が来るわけ。そのときに、子どもを守るという立場から、市長、私の仕事ですけど、あなたが先にやってくれたんですねと。だったら、子どもとの状態とか知っているんですよと。親とは何か話したんですかと、聞きましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:44

再開 11:46

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

福祉部のほうでは、市長から直接お話を最初に聞いたのは私のほうだと思うんですけども、その際には、不登校の子どもたちが、オアシスで勉強させていただいているという状況で、そこがなくなることがあってはいけないということで、オアシスを適応指導教室と一緒にしてみたらどうかというようなことを考えてあるということで、場所の提供としてつどの広場を使われるということのような認識をしております。その話を受けたところで、部長にも報告をい

たしておりますし、教育委員会のほうには、適応指導教室とオアシスの関係については、教育委員会のほうで今後話をしていただきまして、つどいの広場自体を所管替えをして、教育委員会に渡すとか、そういった話は一切しておりません。所管はあくまでも福祉部で、子どものために、不登校の子どもさんたちが勉強する場として、今つどいの広場は、子どものための施設としての役割を果たしておりますので、その形であれば可能であるということで、教育委員会のほうでお話をいただいているところでございます。

○武井教育長

今、子育て支援課のほうでもお話がありましたけども、議事録の話の内容は、そういう部分から始まっているのかもしれないけども、飯塚市内に市の適応指導教室、そして、いわゆる民間施設、フリースクールと言われるのが子育てオアシス、そして、みんなのおうちというのがございます。その中で、多くの本当に飯塚市立小中学校の児童生徒がオアシスのほうに通っているという状況がございますので、維持が困難になって、その場所がなくなるとかいうようなことは、子どもたちにとっても大きな不利益になるというようなことを、当然、ベースにして、私のお話の中でもあったところでございます。

○川上委員

片峯市長の恩師が高齢になりますよ。片峯市長が66も67にもなるんだから。じゃあ代表が高齢になったら、なくなるんですか。だから、さっき質問したのは、片峯市長が、あなた方に、あなた方が片峯市長に相談する話なんでしょう。なぜ、片峯市長から来るわけ。しかも藤江文雄さんの名前まで出して。恩師ですと、いつも言っているわけでしょう。教育畑の大先輩にもなるんでしょう、武井さん、あなた方の藤江さんは。教育長としては大先輩なんでしょう、先輩というか年が上というだけでしょうけど、何ですか、この教育長、教育長、教育長の流れは。その流れでこういうことが平気で進んでいくようなことで、子どもたちが置き去りにされているのではないですか、あるいは親が。あなた方は、いやそういうニュアンスではありませんとか言うけど、会議録のとおり発言したんでしょう、片峯市長は。そのときにあなた方は発言できる立場じゃないですか。いや、そういうことではありませんと言っていないでしょう。会議録を見る限りでは、渡部さんも言っていないよね、会議録にないもん。だから、教育委員の皆さんは、それはいいですねと、いの一番に、誰だこれは、大隈敬子さん、イの一番に、いいことですねと、イの一番に言ってるよ。だから、この何ていうかな、こういうもやもやした関係の中で、児童虐待防止のための、この間の3児童死亡例の内部検証とかやっていくし、その教訓を生かしていこうというときに、本人はずっと来ないし、一貫して。夕方までやっても来ない。そして、虐待防止に大きな役割を果たす施設の問題については、何だか分かんないけど、市長は適応教室の代表者とどういう関係なんですか、行政上。副市長まで傍聴させるしね。このところも、きちんと是正していかなければ、児童虐待問題についての内部検証、それから市全体としての自己点検、市長の自己点検が一番要るんですよ、この問題。引き続きこの件については、扱っていきたいと思いますし、定例会において所管事務調査をさせていただきたいと思います。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

子ども家庭総合拠点ができたということで、そのことでちょっと今同僚議員のほうから、るあっていたんですけど、私も感じたところがあるんですが、4月9日にコスモスコモンでサンクスの講演会がありました。そのとき警察のほうですね、生活安全部少年課、少年サポートセンターのレッド隊長とって安永智美さんという方の講演を聞きました。職員の方もかなり来られていたんですけども、この中で、警察のほうもやっぱりこのことに関して非常に力を入れているなど、虐待について、それを感じたんですけども、その中で、警察も警察にそうい

うサポートセンターというところがあって、頑張っているんですけども、やはり、多機能連携、要するに社会全体でSOSを、情報発信を、先手で受け取らないと、この問題は非常に抑えることができないというか、発見が難しいというような話を聞いたんですけども、その中で、多機能連携と今言いましたけども、本当に兎相もそうですし、警察もそうですし、飯塚の総合拠点、これも大切です。それで、ここが連携をするというのは、もうひしひしと大事だと思ったんですけども、その中で、私、そのとき最後、質問の時間があつたので、手を挙げようかと思ったんですけど、なかなか頭のほうの回転が行き着かなかつたので質問はできなかつたんですけども、帰ってもずっと連携ということに関して何かできないかと考えておりましたら、飯塚でも事案がありましたけれども、全国でいろんな事案があると。その中で、SOSを見逃したと、後で検証の中でそれが出てきたというのは、当たり前といえば当たり前かもしれませんが、それがたくさん例があると。例えば、子どもの書いた絵一つについても、例えば刃物を持って明るくない絵が書いてあつたと。結局、これは後で検証してそういう絵を書いていたということが分かっただけの話なんですけども、私はもうそういう絵からでも何かサインを取ることができないのかということも感じました。それから、親の表情、それから子どもの作品というようなことで、いろんな、後で検証すればサインはあるんですね。それを多機能連携でやっぱり見つけるべきだと思うんですけども、人間のすることですから、なかなかそれは、言うはやすしだと思うんですけども、AIというのはどうかと。例えば、がんの検診でも今、画像を名医が診て分かるレベルで、AIが既に分かると。研修医あたりでは全く分からないような状況でも、AIならもう既にできると。将棋でもそうです。もうAIというのは、人間の知能を超えるかもしれないというような学習能力を持っているので、例えば、多機能連携というなら、絵を見たり、作文を読んだりというようなことを、AIができるようになったらいいなということもずっと思ってたんですけど、今の時点で飯塚市がどうだというのは、非常に難しいかもしれませんが、こういう発想というのは、いかがなものですかというふうにお聞きしたいんですけど、答えにくいとは思いますが、何かあれば、お願いいたします。

○子育て支援課長

連携につきましては、警察との連携について、若干まだ足りてないところがあるのではないかというの、子育て支援課の中でも話が出ておりますので、今後、警察は交番とか地域に密着した部分もございますので、そういったところで連携は深めていきたいと思っております。また、虐待を早く見つけるためのAIの活用、そういったシステムが入ってるところも研究はしておりますけれども、まず、やはり、人の育成というのも大事だと思っておりますので、今年度、保育士は保育士に向けた研修ですね、先ほどおっしゃっているような、絵だったり、保護者と直接お会いするのは、保育士だったり学校の先生とかが多いんですけども、そういった方に、どういったところで気づきがあるのか、そういう具体的な研修等をやったらどうかというようなことを考えております。また、医療機関向けの研修がございまして、虐待で受けるときのけがというものは、すごく特徴があるということを知っております。そういったものに関しての研修も行えるということで、今、調整をしているところで、直接子どもたちと接する方たちに向けたところの研修、また、計画にも上げておりますけれども地域との連携、先ほどの警察も含めてですけども、自治会とか民生委員の方、そういった方に向けてのお話とか、いろんな形で、AIとか、システムとか、そういうところではございませぬけれども、まず人の育成というところで、今年度は計画をしているところでございます。

○吉松委員

AIというのは、まだまだ先かもしれませんが、そういうふうに関係ということを、今おっしゃったようなことを、本当にしっかりやって、先進地の情報あたりも収集しながら、せっかくなら、当たりに拠点ができましたので、そういう目的を持って、しっかりやっていただきたいと思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 12:00

再開 12:59

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

まずは、支援拠点がスタートして、体制についてはかなり拡充されたことに関してはうれしく思います。ただ片一方で、残念ながら、この支援拠点がスタートする、拡充されるというのが、この時期になってしまい、残念な事件が起きたことについては、やはり、しっかり考えなくてはならないと思っています。幾つかちょっと、まず、支援拠点のことについてお聞きいたします。支援拠点のお話の中で、業務の流れの中で、受理会議なんですね。受理会議については、お出しいただいた資料の11ページ、12ページの辺りに、10ページから支援拠点の業務という形で業務の流れ、フローチャートがあって、受理会議に関しては12ページにあります。これ開催パターンとして週1回定期開催を基本とし、受理会議及び拠点ケース会議での協議事項等を処理します。ただし、緊急性が高いと子育て支援課長が判断した場合は、この限りではありませんとあります。2月の委員会の中でも、今まできちんとやれていなかったんだけど、週1回できちんとやっていきたいと発言があって、それについて、基本もっと急ぐべきだろうという話をしたかと思います。ここについてやっぱり考える必要があると思っています、飯塚市の定めている早期発見対応指針がありますね。早期発見対応指針では、この受理についてはどのように書かれていますか。

○子育て支援課長

通告受理後の初期対応のことかと思いますが、こちらのほうでは、通告があった場合には、調査を行って子どもの安全を確かめるまで緊急会議を開き、ということで書かれています。

○江口委員

はい、そうですね。この早期発見対応指針、市が定めた分であります。この2ページには、頭で言われたように、通告受理後の初期対応というふうな形で、初期対応の流れ、市や児童相談所等に通告があると通告を受けた機関では、緊急会議を開き通告内容を確認するとあるんです。現実には、連絡をもらって、多分何もしないことはないと思うんですよね。それこそ早くやらないと、早期発見、早期対応が一番求められることですよ。現実にはどのようになっていますか。また、そこでは、どういった方が参加してなされているのか、まず、そこから教えてください。

○子育て支援課長

今回の説明資料にも書いておりますように、緊急性が高いと判断したところでは、この限りではないということで、市が受ける通告、通告と情報提供という2パターンあるかと思います。通告があった場合には、すぐにその場で対応、緊急受理会議ですね、というものを行っております。こちらについては、拠点の職員が中心となって動いております。ですので、拠点ができてからは子育て支援員、虐待対応相談員、また職員では担当の職員が、係長、担当職員がおりますので、そちらのほうで緊急的に対応を考え、児相と協議をしながら対応するような形で行っております。

○江口委員

もう一点、通告に関しては、緊急受理会議を開催するというお話でしたよね。相談とか情報提供については、そうではないという形ですか。

○子育て支援課長

はい、様々な情報が入っておりますので、情報の内容によって、拠点の週1回の会議のほう

で上げているものもございます。

○江口委員

では、その線引きに関しては、誰がどのようにやっているんですか。

○子育て支援課長

全ての情報、入ったものにつきましては、係長もしくは担当職員が聞いておりますので、緊急で対応するか、もしくは資料を作成して次回の会議のほうで、今後の対応を決めていくかというところで振り分けをしております。

○江口委員

今日出していただいた資料の中では、受理会議に関しては基本週1なんだと。ただ、緊急性が高いと課長が判断したら、この限りではないとあるんです。会議の構成としては、課長と課長補佐が議長、副議長となり、支援拠点関係職員、心理担当支援員及び弁護士を含めて構成します。必要に応じて関係職員等を参照しますとあるんです。ただ、今のお話だと、通告を受けた場合の緊急受理会議はこのパターンでやる。今のパターンでやる。課長、課長補佐、関連職員でやる。ただ、通告でない場合に関しては、係長と、実際に、どのようなメンバーで、2班ぐらいになっているというのがありましたよね、支援拠点というふうな形で、9ページに図があるじゃないですか、この中で、どの方々がその切り分けをやるのか、ご案内できますか。また、それ以外の方々も関連するかもしれないんだけど、

○子育て支援課長

最初の説明の際にも申し上げましたけれども、こちらの12ページの受理会議、拠点ケース会議については、今後、やり方をどんどん試行錯誤しながらやっていきたいというふうに考えておりますので、この資料のほうでは、定期開催の場合のこのみを載せておりますので、緊急受理会議につきましては9ページの図で言いますと、子ども家庭相談係長、そして事務処理対応職員、ここが2人正規の職員になりますけど、こちらの職員が必ず入ったところで緊急性を判断し、受理会議を緊急受理会議という形で行うときはこの下に広がっております子ども家庭支援員、虐待対応専門員、母子父子支援員等が入って、それに児相と連携をとりながら行っておりますが、県が作成しております初期対応事例集で、緊急受理会議についても述べられているんですけども、そちらでも最も重要なことはスピードであると、会議室や資料などの形式ではなく、みんなですぐに情報共有し組織全体で対応することが重要ということが書かれておりますけれども、管理職については緊急時に必ず在席しているとは限りませんので、必ず緊急受理会議は管理職が行うということではなく、実際の対応は、児相と協議の上に行って、その後の情報共有をするような形でやっております。

○江口委員

実際には、言われるように管理者が不在のケースはあると思うんです。ただ、不在のときは、それはしようがないと思うんだけど、おられるときに関して、今のお話では、係長と職員プラス支援員のほうがベースなんだと、それプラス児相がというふうな形なんだけれど、課長、課長補佐がおられるとき、在席のときには、入るべきだと思うんです。もし、いて、どうしても手が離せないときはしようがないかもしれないけど、基本は入るんだと。その中で切り分けをするんだと思うんです。多分それが受理会議なんだろうなと思うんだけどね。この部分で、そんなに1時間も2時間も話すわけではないですよ。初期対応をどうしよう、これをどういった、緊急なのかどうなのか、切り分けをして、誰がどう対応するというところを、まず第一報に対して決めていく形になるかと思うんですが、どのぐらいの時間がかかるのか。そして、そこに対して、課長、課長補佐、繰り返すけれど不在はしようがないと思う。どうしても手が離せないこともあるかもしれない。ただ、基本は参加するべきだと思うんだけど、そこに関する考えをお聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

通常、緊急性があるような場合の通告、学校だったり保育所等から通告があった場合には、対応を始めて30分ぐらいで、1件について初期対応を決定しているような状況でございます。当然、会議というような形で、先ほども申しましたけれども、形式を持って行っているわけではございませんので、課長、課長補佐が入れば、当然そこでは一緒に話は聞いておりますし、ただ、そこにいたからといって、必ずそれをずっと聞けるかということは、30分そこに流れを決めていく間にいるかどうかということについては、今後、できる限りは話は聞きたいと思っておりますし、今現在も緊急で何かを行った場合には、ほぼリアルタイムで、こういうことが今ありますということの報告は受けるように体制をしております。

○江口委員

部長、副市长、今のお話を聞くと30分程度なんだという話です。できるだけ参加するようにしているということなんだけれど、そういうことであれば、改めて基本いてくれと、参加してくれと、いうふうな形で決めていただけたらと思います。そうしないとやっぱり、係長、事務処理対応職員共に変わるケースがあるんですね。大阪でしたっけ、熱湯でという事件がありました、つい最近。あのときに一連の方々が、職員が全員変わってしまったと、それで引継ぎができていないというケースがあっているんです。どれだけ、やはり、虐待ということに対して、分厚く経験値を高めるかということを見ると、そうしたほうがいいのかと思っておりますので、ご検討ください。

あともう1点、今お話の中では、基本、支援拠点の方と児相というふうな形があったんだけど、国の資料とかを見ていると、その他の要対協関係者であったりとか、そのほかの方々も参加できるようだったら参加していただくとかいう文を書いているところもあつたりはします。ぜひ、そういったことも併せて検討ください。

拠点に関してはこのぐらいにして、年次計画を出していただきました。年次計画を出していただいたんだけど、昨年度の実績というのは出ていないようですが、その辺りはどうなっているのか。併せて今回このような事件があつて、指針類ですね、早期発見対応指針並びに保護対応指針についての見直しをするというふうな形があつたんだけど、その辺りはまだできていないのかどうか、いかがですか。

○子育て支援課長

申し訳ございません。3年度の実績についてはまだ4月に入ったばかりですので、件数等の拾い出しはしておりませんので、今回は計画のみの報告ということになっております。また、指針につきましては、昨年度の福祉文教委員会で見直すべきだという意見をいただいております。それに向けても今年度行うこととして、スケジュールには入れておりますけれども、まず最初に、今、拠点を立ち上げましたので、拠点の有効的な活用、また、庁内での内部検証を行っておりますので、庁内での連携体制のしっかりしたものをつくっていくというようなところを、まず最初にやっておりますので、指針も並行して訂正、改正を考えておりますけれども、今具体的にお示しできる案はできておりません。

○江口委員

ぜひ、早期につくっていただき、どういった形になりそうだよというのを、委員会にも示していただいて議論をしたいと思っております。

年次行動計画について幾つかお聞きしたいわけなんですけれども、この年次行動計画、3年度と違う点については、どこが新たに追加されたとか、そういった部分については、ご案内いただけますか。

○子育て支援課長

説明の際にもお話しさせていただきましたけれども、まず組立てを変えておりますので順番等は変わっておりますけど、そこを省いたところで、新しく記載したものを説明させていただきますと、まず2ページの子ども家庭総合支援拠点の設置、それから3ページの市の責務の中

で、5番目のSNSの活用、オンライン相談の実施、こちらは新たに項目を追加しております。また4ページ、要保護児童連絡協議会の設置、これは当然以前からありましたけれども、概要の最後のほうに書いておりますけど、会議体制の見直しを行うための体制再編作業部会を今年度はするということで、こちら先ほど申し上げましたけれども、来週、第1回目の会議を行う予定となっております。その後、6ページのほうになりますけど、地域との連携、こちらが以前は、具体的な表現がありませんでしたので、地域との連携については、こういった形でやっていきたいということをちょっと具体的に、ここは修正を大きくしておりますが、各種団体に対する活動支援や研修の実施、また支援対象児童の見守り強化事業の実施等を追加しております。7ページのほうの、子どもなどへの虐待防止の措置の中、2番の住民票の交付、住民票の写し等の交付制限に係る面談の実施、こちらは男女共同参画課のほうから追加ということで入れております。それから8ページ、関係機関と連携した虐待の未然防止の取組の4番、保育施設及び小中学校への訪問、こちらについても先ほど申し上げましたとおり来週から拠点の職員が、まず各小中学校へ回るということで予定しているというところで、以上のところが新たに追加されたものでございます。

○江口委員

今お話があった中の4ページ、要保護児童連絡協議会の設置の体制、会議体制の見直しを行うための体制再編作業部会を設置しますとあるんですが、ここに関しては、年3回とあるんだけれど、これはどのようにやられるのか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

こちらについては、個別ケース検討会議の取決め等を急いで決めていかなければならないこともございますので、年3回というところで記載しておりますけれども、4月5月6月にかけて1回ずつ行って、代表者会議に諮りたいというふうなスケジュールでやっております。

○江口委員

この体制の見直しに関しては、2月の委員会の中で、もう一応報告ありました。報告というか言及がありました。そのときに、決定する前に委員会のほうに、議会のほうにもきちんと報告をして、こういった形で考えていますということを挙げた上で、こちらのほうからも意見が言えるようにしてくださいねという話をしたら、その方向でやりますというお返事がありました。そうやってやっていただけたということによろしいんですね。

○子育て支援課長

代表者会議のほうに諮らせていただいて、その方向で進めたいというふうに答弁しております。代表者会議のほうで、どのような決定になるかは、今現在、はっきりと申し上げられませんが、代表者会議で議会のほうからも、委員会のほうからも、話を聞きたいというような形を諮った上での結果になるかと思っております。

○江口委員

最終決定するのは代表者会議かもしれないんだけど、片一方で、ここがどうなるかに関しては非常な関心事です。それを分かった上で、2月の委員会で代表者会議のほうに、市としてはそういった形で進めたいと、お話をしたいというのが、この前の答弁であったと思います。ぜひそれがきちんとなされるようにやっていただきたいと思います。

6ページの地域との連携の件です。支援対象事業等見守り強化事業を実施とあります。これについては、1月からスタートして、2月の段階では、予算としては100件ぐらい取っているんだけど、現実には9件だったというような報告であったかと思っております。年度が変わって4月になったわけですが、現状としてどうなっているのか、ケースの数、そしてまた、これどうやってやるんだよというのは、主任児童委員さんに手ぶらでお話はされないと思うんで、こういった形でやってくださいねというのを、何らかの資料でお渡ししてお話していると思うんです。ぜひ、その資料について提供いただきたいと思います。委員長において、まず資料のほうをお

諮りいただけますか。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま、江口委員から要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○子育て支援課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料の準備ができたようです。サイドボックスに掲載していますので、御覧ください。ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

はい、資料ありがとうございます。2月の段階では9件ということだったんだけど、昨年度の実績としては何件までいったのか。そしてまた今、何件なのか等々、実際の事業の実施について、概略をお聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

2月で9件ということでご報告させていただいておりましたけれども、うち1件はコロナの関係等で、今のところ訪問が実施できておりません。令和3年度の実績としては8世帯、お子様の数としては12名の子ども、児童がいるお宅のほうに訪問しております。訪問の回数としては1月2月3月合計して、その8世帯に合計で22回の訪問をしているような形でございます。令和4年度になっても今のところはまだ、そのままの動きということになっております。

○江口委員

今年度に関しては何世帯の予算でしたっけ。

○子育て支援課長

予算では月105件回れるような予算をとっております。

○江口委員

国が、この支援対象児童等見守り強化事業を始めた中では、やはり見えてないところ、今把握できてないリスクがあるご家庭を、どうやって把握しようかという中でこの事業はできたのであると理解しています。昨年度のスタートのときでは、対象に関しては要対協のケースのところを対象にするというお話がありました。今行っている家庭に関しては、全部その要対協のケースという理解でよろしいんですね。

○子育て支援課長

特定妊婦も含めておりますけれども、要対協のケースでございます。

○江口委員

何か、前は、行きやすいところを選んで行っているんだという話があったんだけど、本当はそれであってはならないと思うんですね。リスクを発見しなくてはいけないんだから、そのためにやるんだから。そのための動きとしては、どういったものやろうというふうな形で考えておられますか。

○子育て支援課長

前回の委員会等で、行きやすいところについては、危険度が低いという意味ではなかったかと思えます。つながっているご家庭については、やはり慎重に支援を行っていかないと、行政とのつながりを断たれるようなことになってはいけないというところで、要対協の中でもケースを選んだものでございました。今後につきましては、北九州市などでは乳児家庭全戸訪問に主任児童員が同行して関係をつくっていることを聞いております。そういった機会

を使って子どもさん、乳児家庭の全戸訪問などに同行させていただいて、当然、その中で、いろいろ悩みを抱えてある家庭なども見つけていくことができるかと思っておりますので、そういった機会を利用してはどうかという意見も出ておりますので、今後、検討したいというところで、今準備しているところでございます。

○江口委員

乳幼児全戸訪問に同行というのものもあるかもしれませんが。やはり、現実には、虐待で亡くなっている子のほとんど、ほとんどと言わないけれど、かなりの部分はゼロ歳児ということを見ると、非常に大切な部分かもしれませんが、片一方で、やはり、氷山の一角という話がありますよね、どうしても虐待に関してはね。そこを発見するためにどうするのかというのを、もっともっとやっていただきたいと考えています。

あと、この年次行動計画にないんですが、飯塚市の子どもをみんなで守る条例第18条に関しては、この年次行動計画には抜け落ちていると思っております。この点、まず第18条がどうなっているのか、そしてそこに関してはどうされるおつもりか、お聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

第18条には、市は子どもに対して児童虐待に関する知識の普及及び児童虐待を受けた場合の相談先の周知を行うものとするということを書かれております。おっしゃるように計画のほうに、そのことが書かれておりませんでしたので、こちらは、今後見直していきたいと思えます。しかしながら学校教育現場のほうでは、子どもたちに対して知識の普及は行っているということ、子育て支援課のほうでは確認しております。また、子育て支援課では、子どもたちの相談先の周知を行う一環として、今年度はもう既に作成しておるんですけども、筆箱に入るようなサイズの、虐待のときの相談先の電話番号等を書いたカードを今作成しております。これを来週以降、各学校を回るときに一緒に合わせて子どもたちに配付をしていただいて、相談先の周知を図っていきたくて考えております。

○江口委員

この点に関しては、第18条第2項というのは、前項の児童虐待に関する知識の普及等に当たっては、必要に応じて学校等と連携を図るものとするところあるわけなんです。やはり、多くの子どもたちが、学校という現場で、大人と会うわけです。ここの学校という現場は、それぞれ虐待を発見する大きな機会となり得るわけなんです。そこできちんと教えていただいて、何が虐待なんだということを知らない、それこそ自分を守れないわけです。何が虐待なのかというのをきちんと教えて、なおかつ、そういうことに対してどう対応したらいいのか。そしてまたどこに相談したらいいのかというのを、教えていただくというのは、私は非常に大切だと思って、子どもはこういった形で条例を提案、作らせていただいたわけですが、この点に関して学校現場としては、どのようになされておられますか。

○学校教育課長

教育委員会としまして、児童生徒自身に、児童虐待に関する知識を身につけさせ、虐待を受けた場合に、相談先を知らせておくことは、大変重要なことであると認識しております。現在、保護者への虐待防止リーフレットの配付だけではなく、児童生徒向けのリーフレットの配付も行っております。その中で、先ほど質問委員がおっしゃいましたように、どのような行為が虐待で、どこに相談すればよいのかなどを示しまして、児童生徒自身がSOSを出せるような指導・啓発を行っております。一方で、児童虐待は児童生徒が自ら助けを求めることが難しい事象であることを前提としまして、教職員に虐待に気づくための取組を同時に進めていく必要があると考えております。

○江口委員

実際に、具体的にはどういった形の指導を子どもたちにされていますか。

○学校教育課長

実際に、このリーフレットのほうを配付するときに、ただ配るだけではなく、学級のほうで学級指導の中で、子どもたちに説明をした上で配付ということをしております。

○江口委員

となると、時間としてどのぐらいなのでしょう。

○学校教育課長

ショート時間で、朝の時間、それから帰りの時間もありますし、学級活動の時間を使いまして子どもたちに実際にそのリーフレットを使って指導するという時間もありますので、各学校によって時間は違うと思いますが、1時間使ってやる場合もあります。年間にして何時間ということとは言えませんが。

○江口委員

前もこの件に関してCAPという話をさせていただいたことがあります。前任者、山下さんが課長だったときにもだし、その前も話したことがあるのかな。外部の研修ではあるんですが、佐賀県であったりとか、福岡市であったりとかは、かなりCAPの研修を入れています。その中で、虐待もそうだし、CAPというのは子どもが暴力から自分で身を守るためのプログラムなんです。自殺の予防という側面もあるというふうな形でお話があります。CAPじゃなくてもいいです。どんなやつでもいいんですけど、分かりやすく、非常に具体的なものをぜひやっていただきたい。こういったものを使おうとしたときに、自殺予防の補助金を使えるという話も聞いたことがあります。それもご案内したことがあるかと思います。多分、これが虐待なんだよと言われても、じゃあ、どうやって対応したらいいんだろうと、分かりづらいと思うんです。それをCAPに関しては、私自身受けたこともありますし、保育園に入れていただいたこともあります。非常に幅広い部分で、一時期、飯塚市内でも小学校、中学校、特に小学校なのかな、PTA関連で導入していた時期が、導入したことがあったかと思います。市内にもCAPのファシリテーターと言うか、トレーナーなのか、やっていただける方もおられたかと思います。ぜひ、そういうことも併せて、しっかりとやっていただきたい。そして、まずは、すぐに行動計画に書き込むことですよね。それをやってください。

地域との連携のところ、6ページであるんですが、この地域との連携について、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○子育て支援課長

地域での見守りにつきましては、民生委員、児童委員、また自治会などがあるかと考えております。昨年12月でしたけれども、ある一つの自治会長会のほうに虐待の件で呼ばれて、ちょっとお話をさせていただいたことがあるんですけども、そちらの自治会長会のほうで言われたことが、やはり通告先などがはっきり分からないということをおっしゃいました。どこに行った方がいいのか、また、せつかく通告をしても、その後どうなったか、教えてくれないじゃないかというような意見もございました。1自治会だけしか昨年度はちょっと回れませんでしたけれども、そういった意見を踏まえまして、今年度は今、まちづくり推進課のほうにもお話をしておりますけれども、各自治会に回りたいということで、実際にちょっとまだ行けてはおりませんけれども、今年度、早い時期にスタートしたところで、各自治会のほうに回って、地域での見守り、先ほど申しましたように飯塚市での児童虐待の現状と、こういったときに、気づいたときには、どこにお知らせしていただきたいとか、そういったことをお願いにまいりたいということで、まず、そういった形を一つとりたいと思っております。

○江口委員

現実に、そういった協議が行われたことに関しては非常にいいことだと思うんですが、今の話にあった点というのは、結構重要だと思っていて、今度、要対協の見直しをしますよね。ぜひ、そのときに考えていただきたいのは、飯塚市の子どもをみんなで守る条例を制定したときの原案にあった、第4章の要対協の部分なんです。原案の中では、この要対協に関してかなり

拡充する方向で提案をさせていただきましたし、地域部会というか、地域ごとでの協議ができるような仕組みをつくってはどうかという部分だったりとか、検証部会とか、検証についてきちんと制度設計したらどうかというお話もさせていただいておりました。そういった部分をちゃんとやっていただきたい。

あともう一つ、地域で声があった、通告をしたんだけど、その後どうなったか分からないじゃないかという話。これに対しては、どうなされますか。

○子育て支援課長

自治会長につきましては、当然守秘義務を持たれておりますので、話せる範囲にはなるかと思えますけれども、通告等をしていただいた場合には、その子どもさんの今後の見守りの連携もございますので、きちんとした報告をした上で、つながりを持っていきたいというふうに考えております。

○江口委員

今、自治会長は守秘義務を負っているのですが、きちんと、ある意味、情報共有したいというふうに聞こえたんだけど、あの条例をつくった段階ではそれはできないという話ではありませんでしたか。要対協の中では情報共有ができるんだけど、あのときも、条例の中で通告があったりした方々に対して、情報共有ができるようにやろうとしたんだけど、それについてはノーだ、できないんだと。一切やらないという話だったかと思えます。ただ、言われたように必要なんですよ、現実には。国の指針を読むと、通告をしてくれた方には、今後の対応もあるので、ある程度の情報共有をするべきであるというふうに書いてあるやつもあるんです。ぜひ、その点について改めて見直しをした上で、それこそ協力していただいた方に、やっぱり気になりますよね、通告をした方、あの子大丈夫かなと思って連絡をするわけです、通告をするわけです。だけでも、その後、ありがとうございます。もう後はうちでやりますから、一切後はもう聞かれても、いや教えません、教えられませんと言っていたら、じゃあもう協力できないよねとしかならないので、だからこそ、今みたいな話があったんだと思えます。ぜひその点について、ちゃんとした見直しをやっていただきたいと思えます。

それとごめんなさい、研修についてなんですけど、2ページに、年次計画の2ページに研修等による専門的な職員の育成とあるんですけど、法定研修等の受講、各年1回、年1回、年1回という形なんです。けれども、現実に虐待関連の研修の機会はいっぱいあると思うんです。日本子ども虐待防止学会という大きな学会があって、私もできる限り参加するようにしているんですけど、今年度あるのは福岡なんです。12月に福岡で学会があります。ここも含めて、できるだけそういった場に職員に行っていていただいて、トレーニングしていただきたいんです。そのためには、やはりそれが仕事としていけるような環境整備が必要だと思います。この前、ある会合があったときに、課長も来られていたんだけど、多分、プライベートなお時間を割いて来ておられたんだろうと思うんです。仕事としては来られていない、業務としては来られていなくて、自主的な勉強として来られていたんだと思うんだけど、それはそれで大切かもしれないけど、片一方で、やはり組織としてトレーニングをする機会を、研修の機会を十分確保するということが大切だと思います。その点について、残業とか時間外で行っていいよ、ないし参加費とか旅費とかに関して、ちゃんと市としても準備するよというふうな形になっていただきたいと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○子育て支援課長

予算の関係もございますので、必ずやりますということは申し上げられませんが、質問委員のおっしゃることもよくわかりますので、できる限りそういった必要な研修等は受けられるような体制は、今後もつくっていききたいと考えております。

○江口委員

多分この部分を課長が答えるのは、すごくきついですよね、正直な話がね。ここは副市長か

部長かなと思うんですが、どちらかいかがですか。

○福祉部長

今、お話がありました。確かに今私たちの、古い考えで言えば自己研さんですから、自分でしっかり勉強してくださいというような感覚でお話をするのが、昔は多かったんですが、もう今はそういう時代じゃないことも重々承知しております。できればそういう形で、平日であれば業務中に、勤務時間の研修は、当然、行っていただくこともあろうかと思いますが、休日の取扱いについては、今後人事当局とそのような研修の場がありましたら、検討させていただきたいというふうに考えております。

○江口委員

両副市長、ぜひその点に関しては、しっかりとした配慮をお願いしたいと思います。

あと、この年次行動計画を見て、ふと気づいたというか、と思うのが、支援の部分なんです、現実ね。虐待のリスクを考えると、貧困ってすごい大きいんです。その貧困に対する部分、実際に子育て家庭に対する支援に関しては、どのようにお考えですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 13:45

再開 13:55

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

子どもの貧困に対する支援につきましては、今現在、子ども貧困対策推進計画を市のほうでは策定中で、今年度中につくる予定となっておりますけれども、当然こちらの子どもの虐待防止対策年次行動計画においても、貧困に対する支援については盛り込むべき項目であるというふうに考えますので、今後、検討してまいりたいと思います。

○江口委員

条例第14条には、このように規定しています。子育て家庭に対する支援、市は、子育て家庭に対して、相談支援、訪問支援等必要な支援を行うものとする。2項、前項の支援に際しては、栄養、衣類、住居及び教育に関して、特に配慮しなくてはならないと規定させていただいています。ここは、貧困という部分を考えながら書いたところなんです。ぜひそういった部分に関して、今でも一部団体が、フードバンクとかの活動があります。そしてそれに対して市として支援しているのも知っていますが、そういったものが分厚くなるように、そしてそれが、きちんと市の活動としてなるようにやっていただきたいと思っています。

年次計画については以上として、年次計画以外の方で、何点かお聞きいたします。身体検査、身長体重とかの検査に関して、公立の保育園に関しては月1回やっていただいているんだという話があったかと思います。私立は分かんないよという話だったんですけど、私立はどうでしたか。何らか、情報をつかんだりされましたか。

○保育課長

私立の保育園こども園につきましては、直近で調査を行いました。回答がなかった5園を除くと、24園全てが月に1回、身体測定を行っているという報告を受けております。

○江口委員

ありがとうございます。それぞれの園で身体検査をやって、そこから、ここはというのは、気になるなという子どもとかというのは、情報として上がってきたりしましたか、いかがですか。

○保育課長

今、質問委員が言われているような報告のほうは受けておりません。

○江口委員

この成長曲線がどうなのかというのを調べるというのは、非常に大切な部分であります。それに関しては医療の面からも、そしてまた保育の現場からもそういった声が上がっていることをお聞きしています。ぜひ、この大切さをきちんと改めて伝えて、回答がなかった5園も含めて、飯塚市としては、きちんと月1回以上やっていくんだと。月1回なら月1回でまずはいいかと思うんですが、これでやっていくというふうな形で決めて、そしてまた、現実に認可以外の園がありますね。企業主導型の園とかもございます。そしてまた、それ以外の認可外と言われる届出保育施設と言われる分があったりしますので、そういったところも併せてやっていただきたいと思います。

2月の委員会の中で、ケース会議の認識について、虐待の報告書に関して、ケース会議の認識がどうなっているのかというところで、福祉サイドと教育委員会の認識が違ったというのが浮き彫りになっていました。ここに関しては統一できたのかどうか。そして、当然のことながら要対協のケース会議というふうな形になると、調整機関、つまり支援課が中心となってやるべきものであると、虐待の対応の手引等々を見ると書いてあるわけですが、現実にそういった形で、認識が統一できて、そういった形に変わったのかどうか、その点いかがですか。

○子育て支援課長

個別ケース検討会議につきましては、昨年度までの体制に不備があったというところは考えております。今現在、4年度になってまだ会議が行われたことはありませんけれども、個別ケース会議を市が主催していくということの認識は持っておりますので、子ども家庭支援員がその中心となって、調整機関が市の子育て支援課でございますので、市がしっかりと主導して行っていきたいというふうに考えております。

○江口委員

ありがとうございます。ぜひ、それを徹底してやっていただきたい。教育委員会、教育長を初め、こちらにもおられます。ぜひ、その点に関して、ちゃんと協議しながら、各学校に、このケース会議というのはこういった性格があるんだ、だから、法で守秘義務が解除されて、この中だったら、きちんと情報共有ができるんだよ。そういった会議であるから、調整機関のほうを中心となって会議の回しをやるんだよというふうな形で、きちんとご通知ください。そうしないとやっぱり、各学校にしてみても虐待のケース会議とか、そんなに頻繁に開くものではないですよ。そうすると、じゃあそれを誰がするの、校長がするの、教頭がするの、誰がするの。そこから分からないわけですよ。そしてまた経験値も少なかったら、その進行についてもやっぱり、試行錯誤しなくてはならない。ある意味そこは、子育て支援の、ある意味こういった虐待対応のプロであるこちらのほうで設定していただいて、安心して乗っかっていただければと思います。当然のことながら、その中で個別ケース検討会議の中では、当然終わる前には、これこれこれを決めなければならぬんですね。主たる支援機関はどこだとか、そして具体的な支援方針、それぞれがこんなことをやるんだよというのを決める。そしてまた、次回いつやろうねというやつを決めるというのが、虐待対応の手引きである個別ケース検討会議ですよ。そういったところも併せてきちんとやっていただけるということによろしいですよ。

○子育て支援課長

そのような形でやっていきたいと考えております。

○江口委員

次に、情報共有に関してお聞きいたします。2月の委員会で情報共有、関連する方々、各関係機関等での情報共有についてシステム化すべきだというお話をさせていただきました。この話、何度も何度もしておりますが、残念ながら、そのときのお話の中では、支援課としては非常に後ろ向きな話でした。公立保育所では十分に連携がとれている状況なので再度検討を行っていきたい。欠席だけのためにつくるのもどうかなというふうなお話がありましたが、片一方で、久世副市長のほうから早急に検討したいというお話がありました。この点について、あれ

から2か月ぐらいたったわけですが、進展ございましたか。

○子育て支援課長

情報共有のシステムについては、おっしゃるとおり、まだ導入のような方向性には至っておりません。前回の委員会でも話したとおり、学校との情報共有については、その方法も含めて検討していかなければならないというところで進めております。この2か月の間ですけれども、公立学校との情報連携システムを導入済みの自治体に状況を確認したことがございますが、その中では、その自治体では、課内の管理簿として、要は要保護の管理システムとして活用しているということで、学校とは連携しているけれども、特に学校からの情報は使っていないということを知っております。今現在、飯塚市のほうには既にそういったシステムをつくって、システムをもって、教育委員会と母子保健係と子ども家庭相談係と同じ情報システムを使っておりますので、これに新たに外部とのシステムを入れることが、逆に、先日の副市長が、マンパワーの不足の分をカバーするためのシステムという意味では、2つのシステムを入れるような形になってしまえば、逆にそれが、また、さらなる業務の拡大になることも考えられますので、こういった形がシステムとして有効であるのかということは、十分に考えなければならないということで、今現在も研究しているところでございます。また今現在の状況ですけれども、電話で対応を基本行っておりますけれども、そのほうが細かい状況等が確認できるというメリットもございますので、そういったところも含めたところで、何が一番よい形であるのかということを考えているというふうに考えております。

○江口委員

いつまでに考え、検討が終わりますか。

○子育て支援課長

今申し上げましたとおり、メリット、デメリットございますので、しっかりとした検討が必要であると思っておりますので、ですが、この問題も質問委員おっしゃるとおり、もう長い間検討しておりますので、来年度の予算の時期には、どちらにするのか、どちらの方向でやっていくのかという一定の方向性は、きちんと決めたいと考えております。

○江口委員

次回で結構なので、こういった検討をしてきたのか、ざっと資料として出してくださいね。どことどことこの資料をとってきてというやつを全部出してくださいよ。公立だけじゃないわけですよ。乳幼児に関しては私立のほうが圧倒的に多いわけでしょう。医療機関を考えたらどうですか。市立病院といっても指定管理者ですね。医療機関なんか圧倒的に外部ですよ。条例の中では、第12条で、わざわざ情報共有として、市は、児童虐待に関する情報について、児童相談所、警察及び児童虐待の防止等のために県が指定する拠点病院との適切な共有に努めるものとするを入れてあるわけですよ。現実に、この4機関の中での情報共有というのは、どういうふうな形で行われていますか。よく話題に上がるのが、警察との共有、全件共有なのかどうなのかというのはよく上がるんですが、その点はまずいかがですか。

○子育て支援課長

通常対応については、電話で連携をとって対応しております。また、要保護児童たちの情報につきましては、要対協の中で、会議を行っている中で資料をお渡しして、情報のほうを共有しております。

○江口委員

全件共有をしているという理解でいいんですか。

○子育て支援課長

はい、要保護児童の情報は全件共有しております。

○江口委員

通常、全件共有をしているかどうかというときは、その要保護児童のという前置きはつかな

いのではないかと思うんだけど、その点どうなんですかね。全件共有というとき、その前置きついてるんですか。どうなんだろう。新聞とかでよくありますよね、県単位で警察との情報共有、全件共有やってますというところもあれば、いやそうではないんだ。つい先日の勉強会では、そこは、そのときは警察OBの方がお話をされたんだけど、ここの共有があまりうまくいっていないところというふうなところの中で、ワーストスリーというお話をされて、それは東京と千葉と福岡なんだという話だったんです。全件共有に関しては、前置きがつくんでしょうか、どうなんでしょう。前置きがつかなかったら、共有はしていない。どうなんだろう。

○子育て支援課長

全件とおっしゃるのが、要保護のということでお答えをさせていただきました。要保護として支援している子どもについての全件の情報は、要対協の会議を通じて警察、拠点病院、児相はもう今システムでもつながっておりますので当然ですが、全て要保護児童の情報は共有しております。

○江口委員

だから、その要保護のというやつがつくやつで、都道府県と警察とと言ったときには、それも同じ定義なんですか、どうなんだろうね。そこについては分からない。だったら、分からないと言っていた方がいいんだけど。

○子育て支援課長

県と警察の情報共有の在り方については存じ上げておりません。

○江口委員

だったらちょっと調べていただいて、じゃあどういった形がいいのか、全件共有といわれているのが、どういった形なのか。じゃあ市町村として、飯塚市としてどうするのかを考えていただきたいと思います。ただ片一方で、全件共有といっても、要対協のときに資料をもらって共有するという理解でいいんですかね。

○子育て支援課長

はい、実際に支援を行っているケースについては、要対協の会議の際にお渡しするようになっております。

○江口委員

その会議というのは、年に、代表者会だったら2回やったりとか、それから個別ケース会議だったらもう少しあるかもしれないんだけど、ある意味、リアルタイムの情報ではないということですね。

○子育て支援課長

要対協の資料としてお渡ししているのは、実務者会議のほうでお渡ししていますので、大体3か月に1度お渡ししておりますけれども、確かにリアルタイムのものではございませんが、そのほかの、先ほどのような緊急受理会議のような際の情報共有については、その場で当然、電話等で情報の共有を行っております。

○江口委員

緊急受理会議とかに関しては、警察に連絡をして、こんな状況なんだというのを事細かにお話をするという。どうですか。

○子育て支援課長

必要があれば、そういった情報共有をすることもあるという意味でお答えいたしました。

○江口委員

ごめんなさい、じゃあ、警察、児童相談所、拠点病院、それぞれとの情報共有が日常的にどんな形でやっているという部分を教えていただけますか。お聞かせいただけますか。先ほど実務者会議が3か月に一遍あって、このときに渡すんだよ。それ以外のときに関して、どんな形なのか、聞かれたら答えるだったりするのか。いやこっちからこうやってプッシュで押して、

それぞれに連絡するであるとか、その辺りを。

○子育て支援課長

警察からは情報照会という形で受け、それを市のほうでお答えするような形で、同じその子どもさんの状況把握をしております。また、拠点病院からも、気になる子どもさんがいらっしゃった場合は、拠点病院からも、また情報照会と情報提供という2つの側面で連絡が来て、そちらのほうで、市と対応しているような状況でございます。

○江口委員

それは、電話のやり取りでやるということですか。電話、ファクス、メール。

○子育て支援課長

電話で共有しております。

○江口委員

ちなみにそれぞれ警察、児相、拠点病院で、聞かれるのがどのぐらい頻度があって、逆に聞くのはどのぐらい頻度があるのかというのがありますか。

○子育て支援課長

申し訳ございません、今日はちょっと全件の件数を数えたものは手元にございませぬ。

○江口委員

やっぱり、この情報共有、何のためにするのかと言ったら、早期発見、早期対応のためにするわけですよね。となると、正直な話、リアルタイムの共有でなければ、情報は生ものなんですよね。そうすると、そこに関しては、日常的に情報共有が必要であると思います。そうすると、そのための必要な仕組みというやつを考えないと、毎回毎回、全て電話すると言ったら、電話できないわけですよ。だから、そのためにシステムがあるんだと思うんです。以前ご紹介したキントーンというのは、そのためのシステムで、そこに関しては、その運営会社が、それこそ虐待の死亡事例で、いまだに児相がファクスで連絡をしているというのに対して、国が、いや、それは、もうこれからはメーリングリストか何かにしようというのを聞きして、いや、それも時代遅れだよということで、3年か5年ではありますけれど、これを無償で使っただいて構わないからというふうな形でやっておられます。というやつを、大分前に情報提供もしましたし、担当者の方も、その会社の方から直接お話を聞かれたはずですよ。本気で守るつもりがあるんだしたら、一刻も早くすべきであると思っています。ぜひ、予算要求時期ではなく、次の補正予算でもいいだろうし、さっさとやっていただきたいと思っています。

次に、スーパーバイザーについてお聞きします。スーパーバイザーは欲しいんだけど、児相に当たったんだけど、という話がありました。このスーパーバイザーに関してはどうになりましたか。

○子育て支援課長

ちょうど3月の退職時期も迎えましたので、再度児相のほうに相談をしておりますけれども、やはり適任の方はいらっしゃらないという返答をいただいているところでございます。

○江口委員

どこの児相にお聞きしたんでしょうか。

○子育て支援課長

私たちが相談いたしましたのは田川の児童相談所でございますけれども、そちらのほうで、田川児童相談所でも児相経験者が足りなくて困っているということで、各地区で連絡を取り合っているけどなかなかという話を聞いておりますので、それ以上は今のところ確認はしておりません。

○江口委員

となると、もう当たるところが違うのかなと思うんですよ。児相に相談したんだけど、田川児相そのものもね、自分たちのところも人手不足だということであれば、それは別なところに当

たらなきゃ。私どもとしては、こういった方々が欲しいんです。こういった待遇なんですよというやつを決めてしまって、公募して、ぜひ皆さん方拡散してくださいとしないと、ずっと、いやいや人手不足で、ずっといないままになるかなと思うんです。方向転換されませんか。課長は答えきれないでしょう。

○福祉部長

先ほど川上委員が言われましたように、やっぱり児相との関係と申しますか、それが上下関係ならず、対等な関係で話ができるようなうちの体制をつくっていきたくと、そのように思っています。そのためには、やはり私たち、その1つのケースに当たるときに、どうしても児相の考え方と私たちの考え方がどうしても相違している場合、非常にこれ多ございます。なぜここで措置をしてくれないとか、なぜ一歩踏み込んでくれないとか。そのときに、やはり児相の経験者が1人、うちでスーパーバイザーでいてくれるときに、その児相の考え方、今までやってきた児相の方法であるとか、児相がどのような方針を持っているとかいうのが、うちのほうで聞きやすいですし、さらにそれを聞くことによって、相手方にまたアプローチをしやすくなるかと思えます。そういうことから、児童福祉関係だけではなく、児相を経験した児童福祉士を希望しているというのが、今の現状でございます。委員が言われるように、児相のほうに行ってお願ひばかりをしても、なかなか見つからないというのが、今の現状でございますので、今後、公募を含めて、募集の方法を検討させていただきたいというふうに考えております。

○江口委員

言われたような、児相の経験のある児童福祉士が欲しいのであれば、それは公募の条件であればいいと思うんですよ。また、その働き方についてもいろんなパターンがあるかもしれません。今、弁護士なり心理士が来ていただいているように、週何回というのも1つかもしれませんし、片一方で、顧問弁護士みたいに、相談ができる形をというふうな形でやるというのもありかもしれません。そこに関しては十分柔軟に考えていただいて、なるべく早く確保したいんですよ。だから、当たったわけでしょうし、そういった方がおられると、任期付でこられた社会福祉士の方、ソーシャルワーカーの方々も、やっぱり現場経験、虐待の経験はないというお話でしたよね。だから、ソーシャルワークする中でも、これでやろうと思ってるんだけど大丈夫ですか、何かプラスで配慮することはありませんかと聞いてやれば、非常に安心につながると思いますし、そういう意味で、早く確保していただきたいとお願ひをしておきます。

あと最後に、前回の委員会でもちらっと、最後、お話ししたんですけど、そのときに、なぜこれを取り上げるという話をしていなくて、何でなんだろうと思われた方もおられるかもしれませんが、コロナによる登園自粛家庭への保育料の還付について、前回の委員会でお話をさせていただきました。これなぜかと言うと、やはりコロナで厳しい中で、各家庭のほうにも、保育園保育所のほうから自粛していただだけませんかというお願ひがあっているケースがあると。ただ、そこで、ああそうかと思って、自粛する方もおられるし、そうじゃない方々もおられる。だけど、最初、協力しようと思ってやったんだけど、どうしてもやっぱり、実際に自粛に応じてみると、とてもストレスフルだったと。片一方で、応じておられずに預けておられる方々がおられて、私だけ何で、私たちだけ何でこうやっちゃったんだろう。しなきゃよかったと思う方もおられるし、そこで爆発しそうだという話をお聞きしたからなんです。そこで、変に虐待とか言ってほしくないし、その中で、ある方から連絡があったのは、そういった方々に対して保育料の還付とかいうふうな形があれば、まだ、気持ち的に落ち着く部分もあるだろうし、現実的に保育の量が減ると、保育園の保育士の負担軽減にもなる。であれば、こういったことを考えていただくことはできないのかというお話がありました。現実には、緊急事態宣言のときに関しては、保育料の還付をいたします。この保育料の還付に関しては、国が言っているのは、そういった形の要請があった場合に、それに関して応じてやるんだったら保育料の還付の対象

になりますというふうな形なんです。残念ながら、飯塚市は蔓延防止措置のときに関してはそれはやってない。各園が個別でやっておられることなんで、そこに対しては、残念ながら、還付の対象にならないというお話があったんだけど、いやいやそこに関して、きちんと保育園の、保育所の負担軽減になると考えるのであれば、登園自粛をお願いしていいですよ。それに関して、応じた方々に関しては、保育料の還付をしますよというふうな形を公式に出せば、実際にやり始めた方々にとっても少しはプラスになるし、園にとっても、自分たちだけお願いするというのも心苦しい。そこに対しての負担軽減になるかと思っています。それで検討していただきたいというお話をさせていただきました。この話は、それこそ落ち着いてるときにやっておかないと、また増えてきましたというときにやっても、もう遅いんですよ。そのときに検討していただきたいとお話をさせていただいたんですが、この部分どうなりましたでしょうか。

○保育課長

今、質問委員が言われるように、検討するよということのご意見をいただいております。まだ内部で検討している段階で、結論には至っておりません。

○江口委員

いつ結果が出ますか。

○保育課長

いつというのは、申し訳ございませんが、今この場ではちょっと申し上げることはできません。

○委員長

江口委員、特別付託案件のちょっと範囲をちょっと超えているようです。

(発言する者あり)

○江口委員

今担当課長からは、まだいつ頃というのは検討できないというお話でしたけれど、確実にコロナは、日々生き物ですよ、止まらないんです。副市長、いかがですか。早期に、この問題どうするか、出すべきだと思いますが。

○福祉部長

還付の件でございます。私立の保育園が、私たちのほうは、市民生活維持の観点から、できるだけ預かってくださいというような形をお願いをしているところですが、私立保育園のほうの判断で、できれば自粛をしてくださいと言われていたところがあるというふう聞いております。そういう情報がありましたら、うちのほうはすぐにその私立保育園のほうに、そのような働きかけはなさないでいただきたいというような形の話をしておりまして、そういう働きかけをなるべくしないように、ちゃんと預かっていただくようにしております。それで、なるべくそのようなことをなくす努力は、今後も続けてはいきますが、それでうちのほうで、明らかにコロナに罹患して休んだというような判断がない限り、その任意のお休みについて還付をするのはいかがかというような、まだ論点が残っていますので、今のところは、還付をする方向性では正直考えておりません。今後も継続的に検討は続けてまいります。現時点では、任意でお休みになられた方についての還付は差し控えたいと、そのように考えております。

○江口委員

市としては、登園自粛のお願いをしなくてくれという話をきちんとして、それを守っていただくということですよ。それはそれでいいんですよ。はっきり言って、そちらのほうがいいんです、正直な話が。そしたら、それを守らせてください。そしたら、その問題は解決するのでいいんです。それでやってくださいね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「ICT教育について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○学校教育課長

「ICT教育について」説明をさせていただきます。今回はICT教育推進の取組につきまして、GIGAスクールサポーターや、ICT研究指導員の活用、ICT活用教育実践事例に関する資料を提出させていただいております。

それでは、資料の1ページをお願いします。まず、ICT教育推進の取組についてでございますが、令和3年度からの児童生徒1人1台端末の運用開始に向けて、学校における初期対応を行うため、GIGAスクールサポーターを配置いたしました。配置人員は15名、令和2年11月から令和3年3月末日まで配置をいたしております。業務内容は、大きく分類しますと資料に記載の3つになります。まず1つ目ですが、ICT環境整備で、教師用パソコンと電子黒板の連携やアプリのインストールなどを行いました。2つ目です。使用マニュアルの作成で、日常的なメンテナンスに関するマニュアルやICT機器の使用方法などのマニュアルを作成いたしました。なお、学習で使用するオンライン学習ツールの活用方法につきましては、より見やすく分かりやすいように動画にまとめております。3つ目です。使用方法の周知で、デジタル教科書の活用方法や操作手順、学習用タブレット端末の操作や活用方法などの校内研修や様々な機器の準備や後片づけの支援を行い、運用開始に向けた環境整備と準備を行いました。

続いて、資料の2ページをお願いいたします。次に、ICT研究指導員の活用についてでございますが、ICT活用における校内研修の実施や操作支援、専門的知識を必要とする授業支援や技術指導を行うICT研究指導員を配置し、学校現場での支援を行っております。令和2年度は3名を配置しておりましたが、令和3年度から7名に増員をしております。業務内容は資料に記載の4つの項目になります。まず1つ目ですが、授業計画の作成支援や、ICT機器を利用した教材作成などの授業支援になります。次に2つ目は、校務支援システムの操作支援やホームページ等での家庭等への情報発信支援などの校務支援です。3つ目は、授業支援アプリやドリル等のアカウントの管理、障害時のトラブル対応などの環境整備です。最後、4つ目は、研修企画の提案・助言や効果的な活用方法に関する研修などの校内研修になります。

続きまして、資料3ページをお願いいたします。資料は、令和3年度のICT研究指導員の学校訪問の回数でございます。学校1校当たりの訪問回数は、月によって変動はございますが、平均すると7回程度となっております。本年度につきましても、ICT研究指導員と連携を図りながら、校務支援や授業支援に取り組んでいきたいと考えております。

次に、ICT活用教育実践事例等についてご説明いたします。各学校の授業では、子どもたちが鉛筆やノートと同じように学習用タブレット端末を日常的に使用する場面が増えてきていると考えております。各学校が1年間取り組んだICTを活用した学習を記録し、全市で共有するために、令和3年度ICT活用教育実践事例集を作成いたしました。小学校が44事例、中学校が32事例、合計76事例を収録しております。今後さらにICTを活用した効果的な学習を市全体で広めていくために、各学校において事例集を活用していただきたいと考えております。なお、事例の一部を市のホームページに掲載し、市内外に紹介をしておりますが、その中から2事例を資料4ページと5ページに掲載しておりますので、ご紹介いたします。

まず、資料4ページ、小学校6年生の算数科の授業での児童生徒用タブレット端末の活用事例になります。児童が、計算の仕方が分からない場合に、児童生徒用タブレットに教師が複数準備したヒントカードを配付して、児童はその中から自分に合ったヒントカードを選べるようにしています。写真1は、児童がヒントカードを見ている様子です。これまでは教師が児童の

人数分のカードを紙で作成したり、模造紙で作成する等しておりました。また、写真2では、児童に授業支援アプリを使って自分の考えを書かせた後、クラスみんなの考えを、児童それぞれの児童生徒用タブレット端末に表示しています。児童はみんなの考えを参考にしながら、計算の仕方についてしっかりと考えることができます。例えば、2通りの方法で考えさせる場合は、児童の考えを色分けして、写真3のように電子黒板に表示し、グループで話し合わせることで理解を深めることができ、また、写真4のように、学習支援ツールを使って学習の振り返りを書かせることで、自分の考え方の変化等に気づかせることができます。

次に、資料5ページ、中学校1年生の数学科の事例になります。写真1は、生徒各自が小学校で学習した内容の振り返りを、授業支援アプリを使って、クラス全員で共有している様子です。以前は生徒各自がノートにまとめたものをお互いに見せ合ったり、または、一人一人が発表して考えを共有していましたが、ICTを活用すると、瞬時に全員の考えを共有することができます。写真2では、生徒が電子黒板とデジタル教科書で見取図の方向を自由に換えられる機能を使って、画面の方向を変えている様子です。紙の教科書では図面を回転させたり、向きを変えることができませんが、ICT機器の機能を活用することで、生徒の理解を深めることができます。写真4は、学習内容の定着を図るために、生徒がデジタルドリルに取り組んでいる様子です。ノート等を振り返りながら回答する様子や、動画解説を見ながら学習内容を再確認する姿が見られました。このほか、ホームページには掲載していませんが、児童生徒用タブレット端末のカメラで植物の写真を撮って観察したり、体育の授業では動画を撮影し、その動画を自分たちで確認しながら動作の修正を行うなど、各学校では学年や教科に応じて、様々な方法でICTを活用しております。

また、資料3ページの下段に記載しておりますが、月に1回程度発行しておりますGIGAスクール通信では、本市のICT教育の充実に向けた取組や学校でのICT活用の取組を紹介しており、市のホームページにも掲載しております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

市のホームページから、GIGAスクール通信の昨年12月21日付を読ませていただきました。飯塚東小学校で健康かべ新聞コンクール、保健団体の主催ということなんですけど、これを小学校のランチルームに8人集まって、それだけではなく、ほかの18校とネットで結んで1179人の5年生が一堂に会し、一堂ではありませんけど、分散して会する形で、非常に貴重な経験にもなったのではないかなと。健康問題でね、成人病のことを子どもが心配して質問したり、それから新聞記者の方にも、記者かな、がお話をして、子どもから、なぜと、どのようには、なぜ記事で落ちることがあるんですかとか言って、どう答えたか関心がありますけど、非常に、これはほかの通信を見ても、努力がしのばれるわけですけども、そこで、新学期が始まりましたけど、今年は授業日数については、コロナを想定せずに、コロナによる休業を想定せずに組んでいると思えますけど、そのとおりですか。

○学校教育課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○川上委員

そこで、臨時休業を行って、学校単位あるいはクラス単位で行ったことによって、日数が不足するというような場合は、どういう対応をお考えですか。

○学校教育課長

昨年度も臨時休業があった学校もございましたし、午前中授業ということもございました、

9月の初めに。授業日数については、その間はその出席日数に当たらないんですけど、文科省の基準でいきますと、そちらのほうは補充しなくてもよいというふうになっておりまして、ただ学校の中で、授業内容が進んでいないところ、まだ子どもたちの授業、学習が終わっていないところにつきましては、学校の中で随時補充しながらやっていくような形になっております。

○川上委員

文部科学省は無理に、何ていうかな、詰め込むようなことはしなくてよいけれども、学校は独自の努力で学力保障の工夫をしているというように聞こえましたけど、そういうことですか。

○学校教育課長

学校のほうも、無理に子どもたちに、その学習内容を詰め込んで学習ということはしておりませんで、その学年で終わるところ、次の学年にももちろん持ち越してもいいというふうになっておりますので、その辺りは子どもたちに負担がないように、先生方に負担がないように計画しております。

○川上委員

それを確認した上で、臨時休業中の子どもたちの学習の保障とネットの活用、タブレットの活用は、今どういうふうになっていますか。

○学校教育課長

昨年度も学級閉鎖、学年閉鎖等もございましたし、9月の初めに午前中授業ということもございましたが、その際に、オンライン授業、学校と家庭をつないで子どもたちが先生の指導を受けるといったようなことをやっております。そのほかにも、学習プリント、それから、今、全校導入しておりますタブレットドリルというのがございますので、そちらのほうを活用して子どもたちの学びの保障のほうを進めております。

○川上委員

実は、このことについては、このオンライン、ネットによるということもあるし、そのほかの要因も含めた子どもたちの安全の問題を考慮していく必要があるんですけども、次は不登校というふうに言ったりすることもあるんですけども、いずれにしても、学校に来れない子どもの学習、コロナの臨時休業とは別に、の状況が今どうなっておるのかということと、このオンラインでの学習の保障というのが、何かこうできるようなことになっておるのか、実績はどうか、お尋ねします。

○学校教育課長

不登校児童生徒につきましては、1人1台学習用タブレットがございまして、そちらのほうを自宅のほうに配付しまして、子どもたちと学校をつないで、家庭と学校をつないで授業のほうを受けているという事例もございまして。

○川上委員

それはどのぐらいありますか。学校に来れない子どもたちが何校何人で、それができている状態というのは、何校何人ぐらいと分かかりますか。

○学校教育課長

申し訳ありません。数字については、把握しておりません。申し訳ございません。ただ、各学校、不登校の子どもについては、教育委員会のほうから、学校教育課のほうからタブレットを使って、学校と家をつないでやるように指示をしております、そういった事例はございますが、数字については把握しておりません。

○川上委員

実は、学校に来れない子どもたちに関する大人の側の課題というのは、命と安全の保障だろうと思うんです。次が、次かどうか分かりませんが、次の次かもしれないけど、学習のことではないかと思うので、いきなり聞いたので、人数的なことは分かりにくかったと思うんですけど、それは教育委員会のほうで把握できるようになっているんですが、システム的には。

○学校教育課長

はい、把握できます。どの家庭とつないでやっているかということは把握できますので、今後、早急にそちらのほうを把握したいと思います。

○川上委員

では、その実情については機会を捉えて、またお尋ねしたいと思います。

そこで、次は1人1台ということなんですけど、これはいつもお話ししていることではありませんけど、当初は5か年で、補助金制度ですから5か年で、その年度の成果と課題、改善ということを残していきながら、積み上げていくという、一気に急激にということとは考えられていなかったとは思いますが、それが、コロナということで、国のほうで補助金制度をあのようにしたから、一気にということになって、想定していなかったメリットもあるかもしれないけど、想定していなかったデメリットもあるのではないかと。それを総合的に捉えて、改善を図っていく必要があると思いますけど、今生じている困難というか、トラブルというか、家庭のほうで、いろいろ保護者の皆さんに持って帰ってもらっている手引とかありますけど、こういうことを気をつけましようとかあると思うんですけど、現実には生じておるトラブルというか、壊しました、動かなくなりましたとか、なくなりましたとか、兄弟げんかが始まりましたとか、何かそういったトラブル的なことは、自宅のほうは把握できていますか。

○学校教育課長

そうですね、学校で、管理の下で行う場合は、落として割れるというようなことだったりとか、破損するということとはございますが、家庭のほうで紛失というのはありませんが、破損とか、それからタッチペン等がなくなったりとか、そういったところの破損等はございます。

○川上委員

今のは自宅のほうを聞きましたけど、学校ではどうですか。

○学校教育課長

学校のほうでは、教師のほうで管理して授業時間に使うということが、もうほとんどですので、あまり破損はございません。ただ、外に持ち出したときに、持ち歩くときに落としたりとかいうことはございますが、幸い、今回採用しているタブレットは一番丈夫なものを選んでおりますので、壊れて動かなくなったという事例はあまりございません。

○川上委員

それで、このタブレットあるいはその他の備品について、これは公共のものでしょうか、誰かが責任を負わないといけないわけですよ、管理責任を。これは、管理責任は今誰が持つことになっているわけですか。

○学校教育課長

教育委員会のほうから学校に貸し出しておりますので、破損等があった場合は、こちらのほうで破損の修理代等は負担をしております。

○川上委員

質問が悪かったと思いますけど、要するに、担任の先生が、タブレットが、子どもの命とか安全とか、心まで見守っていかないといけないのに、タブレットまで現場の先生が気を使わないといけないということになれば、ちょっと面倒だなというか、大変だなと思ったわけですよ。だから、子どもがもしタブレットを紛失したり、ペンを失ったりというときに、先生がそれについていちいち報告書を書くとか、教育委員会に、そのようにはなっていないですか。

○学校教育課長

破損したり紛失した場合は、報告書のほうは、学校のほうから委員会のほうに上げていただくようになっております。

○川上委員

学校のほうからというのは、やっぱり担任の先生が書くわけですか。それとも親が書いて、

保護者が書いて、学校経由で上がってくるわけですか。どういうふうになるんですか。

○学校教育課長

持ち帰って家庭で紛失した場合、破損した場合は、保護者の方にそちらのほうを書いていただいて、学校に出していただいて、学校を通して委員会のほうへ提出ということになっています。学校のほうで紛失した場合、壊した場合というのは、学校のほうで作成して出しております。

○川上委員

その学校のほうでというのは、2度おっしゃったけど、担任の先生が書くわけですか。

○学校教育課長

詳細は、学校のほう、担任のほうが詳しいですので、担任が直接書く場合もあるかと思われまますし、担任のほうから聞き取って管理職が書くという場合もあると思います。

○川上委員

現状で、破損ないし紛失というような事例は、どれくらいありますか。

○学校教育課長

これは昨年度、4月21日現在ですね、本年度の4月21日現在ですが、パソコンの画面割れというのが23、小中合わせてです。本体の破損というのが13、ペンの紛失が多ございます。ペンの紛失それから破損が、どうしてもこちら消耗品ですので105、キーのほうも抜けたりとか、外れたりということがございますので、日常的によく使いますので15ということになっております。

○川上委員

私の実感、聞いた実感としては非常に少ない。だけど、これがあまり現場の先生たちの負担にならないように、手続はできるだけ簡略にするようにしてはどうか。なっていると思いますけど、工夫しておいたほうが良いと。

それから、トラブルではないんですけど、状況把握として、自宅のWi-Fiの有無について、その状況は把握されているんでしょうね。今日分かれば、ちょっと数字も教えてもらいたいんですけど。

○学校教育課長

例えばWi-Fiの環境につきましては、今年度分は今学校のほうで調べておまして、そちらの数がもうすぐ上がってくるようになっております。

○川上委員

自宅に環境がない場合は学校に相談してくださいというふうには手引きには書いてありますが、これは就学援助の対象とかいうことになりますか。

○学校教育課長

こちらにつきましては就学援助ということではなくて、もうWi-Fiがない家庭には、全て配付ということになっております。

○川上委員

この事業に関して、教育委員会としての今後の期待というのは、第1に、第2に、第3にかいような、整理したのがありますか。

○学校教育課長

令和2年度から、まず3か年で計画を立てておまして、令和2年度ステップ1、令和3年度ステップ2、令和4年度でステップ3で計画を立てておるんですが、やはりその授業における活用というのを最終的なゴールとして考えております。こちらのほう、ICTの活用推進事業の中に記載されている分ですが、探求のプロセス、課題の設定、情報の収集、整理分析、まとめ、表現における様々な場面におきまして、ICTの様々なツールを駆使して各教科等での学びをつなぎ、教科横断的に共同して探求することができるという児童生徒の最終のゴールを設定しております。本年度が最終年度になります。

○川上委員

この間からそういうものがないか心配で見ているんですけど、その目標との関係でですね、学校ないし子どもたちに数値目標の設定がないかと心配しているんですけど、ありませんか。

○学校教育課長

ここまで数値を上げるという目標は、このICT事業については設定をしておりません。

○川上委員

どの子も伸びるという発想で、その学級の全ての子どもが逆上がりができるようになろうとか、なかなか難しい。こうみんなで激励して、最後の子が逆上がりができるようになったら、みんなで万歳とかあるじゃないですか。それとはまた違ったと思うんですけど、そういうふうに技術の習得を最終目標にするだけではなくて、そういう学級づくりというか、子どもたちの心をつくっていくようなものにも生かせるはずなので、これ以上、教育の内容には踏み込まないほうがいいと思いますけど、教育基本法だとかね、目的からいっても技術を習得してもらうということが最終目標にならないように、その過程が大事じゃないかなというふうに思いました。

そこで最後ですけど、最後のテーマですけど、前回もお聞きしましたけど、そのモデル校の設定の問題なんですね。経過も聞きました。どこの学校がというのも聞きました。それで、その3校の取組の状況、特徴、そうでない学校との比較を含めて、あれば、お尋ねしたいと思います。

○学校教育課長

モデル校につきましては、先行的にタブレットを導入しまして、まずタブレットを用いた授業実践の先行事例を広く市内の小中学校に紹介していただく。各学校で、そのほかの学校ですね、そのほかの学校での円滑かつ効果的な導入を促進していただくということと、タブレット端末使用時の環境面での課題を抽出していただいて、今後のほかの学校のための対応について検討していくということで、3校選んでおります。ほかの学校との差異と言えば、先行して行っていただいておりますので、幸袋小中一貫校と、それと上穂波小学校ですが、こちらのほうの研究主題、上穂波につきましては、個別最適共同的な学びを実現する授業改善、業務効率化の在り方という設定をしております。幸袋校につきましては、明確なその研究の発表会の要綱の中に示されているのが――すみません。主体的に学び、自分の考えを豊かに表現できる児童の育成というふうに挙げております。こちらのほうを、各学校でつくっていただいた研究主題のほうを、ほかの学校に中間の報告で発表していただいておりますので、そのほかの学校はこの学校をモデルとして、あと、この学校をモデルにしたその発表会の主題ですね、研究主題のほうを参考にして、今現在進めていっているところでございます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:02

再開 15:10

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

先ほど、不登校児童生徒へのオンラインの対応についてご質問ございました件につきまして、数がですね、およその数ですが、分かりましたので、ご報告させていただきます。今年の11月現在の数字になりますが、令和3年度です。幾つか項目があるんですけど、タブレットドリルの課題に取り組みさせて進捗状況を把握しているというのが約220人、不登校児童生徒がこれは277人中です。約220人です。クラスルーム等で課題を配付して、その内容を把握しているというのが約180人。オンライン会議システムで担任等とコミュニケーションを図っているというのが約116人となっております。もちろん重なりがある数字でございしますが、よろしく願いいたします。

○川上委員

モデル校で中間報告とか、研究成果発表まとめを、発表のためのまとめをすとかいうことがあると思うんだけど、これから先どういうスケジュールがあるか、話をしてもらえるものがありますか。

○学校教育課長

令和3年度は先ほど申し上げましたとおり、中間報告ということで、していただいております。令和4年度、本年度が最終年度になりますが、モデル校につきましては、7月から11月、12月にかけて、公開授業のほうを実施しまして、その後モデル授業の報告書のほうはもちろん出していただくようになっております。そんなに量が多いものではございませんが、なっております。

○川上委員

注意をして公開授業をされるということもあるでしょうけど、それから、報告書はそう負担にならないものというふうに言われたんですけど、それでも、課長も経験があるかとは思いますが、研究発表会とかなると、やっぱり無理を重ねていくわけですよ。中身もつくりたくないし、成果もつくりたくないし、報告をまとめる仕事も大変ということで、子どもの顔もろくに見る暇がなかったということではよくないので、研究発表会的なものは乱発せずに、報告も簡潔にして、子どもと教師に負担がかからないようにお願いしたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

まず、資料をいただきたい分がございます。まず1点目が、障害の状況についての資料、一遍11月ぐらいには、たしか資料を出していただいたかと思うんですが、そのときにはローカルブレイクアウトをやる前の状況でしたよね。10月ぐらいからたしかローカルブレイクアウトって言って接続の方法を変えて、非常に負荷が下がったという話があったんだけど、それ以降の障害の状況がどうなのかという資料がありましたら、それをお出しいただきたい。それと、もう1点が、文科省が3月3日に資料を出しています。このGIGAスクール関連資料、通知を出していますので、その通知に関して資料を提出いただきたい。あともう1点が、端末を小学校6年生、中学校3年生が卒業したら、その端末がぐるっと回って次の1年生とかに使っていただくわけですよ。そのときに、アカウントの削除をやるかと思うんだけど、そのアカウントの削除に関してどのような形でやっているのかが分かる資料。都合3点、まず、資料要求させていただきたいと思います。委員長においてお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:16

再開 15:20

委員会を再開いたします。執行部にお尋ねいたします。ただいま江口委員から要求がっております資料は、提出できますでしょうか。

○学校教育課長

1点目のネットワーク構成変更後の通信状況につきましては、口頭での説明でお願いいたします。2点目の文科省の通知とアカウント更新につきましては資料については提出できます。よろしいでしょうか。

○委員長

お諮りいたします。ただいま江口委員から要求がありました資料のうち、文科省の通知及びアカウントの削除等について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。資料の準備に少し時間がかかりますので、それまで、ほかに質疑がありますでしょうか。

○江口委員

ほかのところから、そろそろ使い始めて1年たつわけですが、使用状況のチェックをやるべきだというお話をさせていただいておりました。この点についてはどうなっておりますか。

○学校教育課長

使用状況のチェックにつきましては、現在のところ一斉の使用状況のチェック等を行っておりません。ただ、子どもたちの健康を守るために、深夜の使用がないかなど定期的なチェックについては、検討していきたいと考えております。

○江口委員

検討して、いつ頃からやられますか。

○学校教育課長

現在もこちらのほうで把握しているデータなんですけど、目視でやっている分なんですけど、何時頃まで子どもたちが使っていてということについては、チェックを始めるようにしておりますので、その辺りにつきましては、もう早々に実施していきたいと思っております。

○江口委員

具体的にどういった形でやるのか、目視という話ですけど、学校で、はい持ってきて、その使用状況のページ出してという形で、並んでそれをさっさと見ていくような形になるのか、それとも、どんな形になるのかなと思いつつながら、その辺り、お聞かせいただけますか。

○学校教育課長

現在の方法としましては、教育委員会のほうで管理者権限がございますので、最後にログインした時間を確認することができますので、データのほうで吐き出して確認をしております。一番最近では、4月の中旬にはそのやり方では確認をしております。

○江口委員

やれるのは、それのみ、そのログイン時間は分かるけれど、それ以外は分からないという形ですか。そのログアウトの時間は分からないのか。

○学校教育課長

ログインの時間になります。ログアウトの時間につきましては、把握ができないとなっております。

○江口委員

ログインはわかりますということですね。それは委員会として、クラウドのほうで分かるというふうな形になるんですかね。あと、じゃあ、それぞれのアプリの使用状況等々に関しては把握できる、できない。確か難しいという話を聞いたような気がしなくはないんですが、改めて。

○学校教育課長

昨年度、学校のほうで確認した事例があったんですが、インターネットのサイト等に、どこに入ったかとか、そういった履歴については確認をすることができます。アプリについては、使用状況については、ロイロノート等のアプリにつきましては、学校ごとにそれぞれやはり、サイトに入った履歴と同じように確認はできるんですけど、委員会での一斉の確認は今のところはできないようになっております。

○江口委員

アプリに関しては、学校ごとであれば、学校で子どもたちの分に関しては把握できるということでもよろしいですかね。それは、ロイロノートに限らず全てのアプリに関して使用状況は把握できる。ログイン、ログアウトというか、このぐらいの時間使っているというのが分かること

いう理解でいいですかね。また、あとそれが何時から何時ぐらいまでとかいうのは分かったりするのかな。

○学校教育課長

アプリを使用した時間が何時から何時までということまでは把握できないようになっております。

○委員長

資料の準備ができたようですのでサイドブックに掲載をいたしておりますので、ご確認ください。

○江口委員

先ほど閲覧サイトに関してはチェックが可能だというふうなお話だったんですけど、その制限、フィルタリングに関しては、要するにどこは見ていいけど、どこは見て駄目なんだよというのに関しては、制限できるんですけど、どうでしたっけ。

○学校教育課長

フィルタリングにつきましては、授業支援アプリのフィルタリング機能で、インターネット閲覧の際に、有害サイト等を閲覧できないように設定しておりますので、可能でございます。

○江口委員

ただ、いろんなサイトがあって、追っかけっこになるような話も聞いたことがあったりするんですけど、その辺りはいかがですか。

○学校教育課長

例えば有害サイトにアクセスできるという情報を、学校のほうから、そういう情報を得た場合につきましては、委員会のほうで調査を行って、その都度対応ということになっておりますので、その都度潰していくという形で対応しております。

○江口委員

アプリのインストールは、勝手には子どもたちのほうではできないという形でよかったんですよね、たしか。

使用状況についてちょっとお聞きいたします。小学校中学校で、児童生徒が登校しないときに、オンラインで授業を行った学校というのがありましたら、ご案内ください。それについても、クラス全員がオンライン授業した例もあるでしょうし、例えば欠席した児童生徒だけがオンラインで授業を受けた例もあるかと思っておりますので、それぞれどういった、どこがやられたというのが、把握しておられましたら、お教えてください。

○学校教育課長

オンライン授業につきましては、現時点で把握している数字ですが、1月から3月の間で、クラス全体でオンライン授業を行ったのは4校でございます。立岩小学校、颯田小学校、庄内小学校、穂波東小学校でございます。あと、欠席児童生徒へのオンライン授業につきましては、特にこの学校がということは調査を行っておりません。

○江口委員

4校にとどまったというような形なんですけど、そのほかの学校ではなかったというのはなぜなのでしょう。

○学校教育課長

こちらのほうは様々要因はあると思いますが、授業の進捗状況と、例えば学期末であれば授業が終わっておりますので、学校のほうで復習のほうが重要だと考えまして、デジタルドリルやプリント学習を行ったという学校がございました。また、オンライン授業、双方向のやり取りではなくて、デジタルドリルやプリント学習を行って、課題が済んだ後に、ビデオ通話アプリを使いまして解説を行ったり、それから学習用タブレット端末を活用して、アプリで健康状態のアンケートを取ったりしている学校もございます。

○江口委員

技術的な部分、教師の方々の熟度の差とかいうふうな形ではなくて、単純に、それは十分、熟度とかは上がっているんだけど、単純にそのときに必要ではなかったのではなかったという理解でいいですか。

○学校教育課長

はい、そのとおりでございます。

○江口委員

だとすると、非常にありがたい話なんですけど、もし同じような状況というか、また厳しくなったときに、がんがんやれるようになっていくということ、非常に安心はしますが、本当だったらいいなと思っています。ただ、片一方で、じゃあそれをやろうと思ったときに、それをやれる環境があるかどうかというところで、先ほど資料がないということなんだけど、口頭でご報告いただけるということで、障害状況について、どういった状況なのか、お聞かせください。

○学校教育課長

こちらのほうは通信状況に問題があった場合は、電話等により委員会へ報告する方法で調査をしております。こちら10月の定例校長会で、システムが変わった後に各学校長に通知をしております。こちらのほうは報告がございません、現段階まで。それから、その後12月6日の情報担当者研修会でも、各担当者に聞き取りをしております。障害等はございませんでしたかという聞き取りしておりますが、これも全校参加でしたが、そちらのほうでも報告はございませんでした。

○江口委員

障害の状況がないというのは非常にありがたいことだと思います。片一方で、本当に、完全に、本当に厳しい状況になったときに、実際にできるのかなという、不安があったりするもので、以前、授業参観の機会を使って、テストケースとしてやってはいかがかと話をさせていただきました。そのときは子どもたちは学校にいますけど、その授業の様子を機材を使って、保護者のほうが家庭で見るといのはどうだろうなと思ったんですけど、考えると、授業参観、それこそ子どもたちが家庭にいて、その横で保護者が見ているというケースもありだよなと思って、そうやってやってはどうかなと思ったりするんです。それを、それこそ、全市的に一斉にやるのもよし、学校ごとにやるのもよし、もしくは、全市の半分でやるのもよしとか、そういったケースで分けながら、どこまで飯塚市のネットワークが耐えきるのか、テストしてはどうかと思うわけですが、そういったところのテストに関しては、何らかやられたことはございますか。

○学校教育課長

授業参観につきましては、現在、うちのほうで把握している分につきましては、先ほどから名前が出ておりますモデル校、上穂波小学校では昨年の4月に、クラスと時間を分けて保護者が自宅等から参観するオンライン授業参観のほうを実施しております。通信状況の確認のために全市一斉でということですが、こちらにつきましてはなかなかその学校行事等日程調整が難しい面がございます。例えば学校ごとに実施する等、いろいろな方法を考えまして、検討していきたいと考えております。

○江口委員

難しいのは、日程調整が難しいのは分かるんですよ。ただ片一方で、コロナは日程調整が難しいからといって、順番に、コロナが広がるわけではないので、そのときにどこまでやれる体制をとるかということを見ると、1つは数値の上で、机上の計算で、それが満足できるかどうか1つ。片一方で、それが現実にやれるかどうかチェックしなくてはならないと思いますので、それについては早いうちにやっておかれたほうが良いと思っています。単純に区切って

やろうと思ったら、その時間は例えば15分だけ一緒やろうねと思ったら、時間決めて15分ですよ。いついつの何時何分から何時何分まで、これちょっとやりますので、ご協力いただけませんかというような形とかもあり得るので、やり方は試行錯誤していただきたいんですけど、早めにそのテストをやっていただきたいと思っています。

アカウント削除について資料をいただいたということで、資料の何番を見ればいいんですかね、アカウント削除の分は。案件何の何であるけれど。2-4でいいですかね。2-4のGIGAスクール構想年度更新タスクリストでよろしいんですかね。ちょっとそこを説明いただけますか。

○学校教育課長

市が出した分、文科省からの通知を受けまして市が出した分が、2-6と2-7になります。こちらアカウント削除ですが、学校長のほうに令和3年度の末の1月7日に通知をしております。次年度に向けた児童生徒用端末に関する作業についてということで、通知をしております。アカウント削除のほうをしっかりとっておかないといけませんので、学習用タブレット端末の利用者が変わる場合、こちら6年生分と中3の分になりますが、端末を開いた際に以前の利用者のアカウント情報が表示されますので、各学校でその情報を削除しております。中には、卒業する児童生徒が自分で使ったタブレット端末をきれいにしておいて新入生に渡すために、アカウント削除や端末をきれいに拭くなどの作業を行っている学校もございます。なお、端末に残っているアカウント情報ではなく、中学3年生や市外の学校へ進学する小学6年生のアカウント自体については、卒業後に教育委員会において削除しております。

○江口委員

ちょっと詳細が読みおおせないんですが、このアカウント削除しますよね。そして実際に使っていた機材を、新1年生にそれぞれお渡しするわけです。そこで、前使っていた子どもたちの履歴が見えるとかいったことは、ないし、あり得ないし、現実には起きていないという理解でよろしいですか。

○学校教育課長

利用者が、その前に使ってた利用者ですね、学習タブレットの利用者が変わる場合ですね、機器の本体のほうに保存したデータを削除する必要があります。そちらが残る場合がございますので、中学3年生と小学校6年生の卒業生が利用していた機器本体のデータにつきましては、教育委員会で卒業後に一斉削除をしております。

○江口委員

それ今出していただいている資料を見たら手順とか分かります。分かるのであれば、どこかを御覧くださいというような形で言ってもらえると、ありがたいんですが。

○学校教育課長

資料2-6のほうになりますが、こちらのほうの2番、次年度に向けた作業概要、教育委員会側というのがございますので、こちらのほうで中学3年生のアカウント削除であったりとか、6年生、すみません、そこですね。この辺りで残ったデータを全部削除するということになっております。委員会のほうで作業しますよということになっております。

○江口委員

ここに書いてあるやつを見る限りでは、そうは読めないんですけど、現実にはちゃんとやっているとということでもよろしいですね。分かりました。他の自治体で履歴が見れたという話があって、そうなのと思いながらね、お聞きしたんで、ここについては確実にやっているとということで、改めて手順を見直して、間違いはないかなというのをチェックしていただけたらと思います。

あと、授業でこの配付タブレットがどのように使われているのかについては、ご案内いただけますか。

○学校教育課長

先ほどの実践事例のほうにも示しておりますように、グループで話し合う学習で、子どもたちそれぞれの考えや、意見を共有したり、デジタルドリルでの学習の確認を行う等で使用しております。また、カメラや動画を撮ることもございます。撮った写真でプレゼン資料を作成したりする使用方法もございます。

○江口委員

I C T研究支援員とかの支援もあり、先ほどお話しいただいたように、先生方のレベルについては十分なところまで上がっているという理解でよろしいんですね。I C T支援員の方々、学校訪問して支援いただくというふうな形をお聞きしております。各学校、週何回程度行かれているのか、そしてそれに対して、もっと来てほしいんだけどなあとかというお話があるのかどうなのか、今、来ていただいている頻度が妥当なのかどうなのか、その辺りはいかがですか。

○学校教育課長

先ほど資料のほうでも説明をさせていただきましたが、I C T研究指導員、半日単位で予定を組んでおります。1校当たり月平均7回程度となっております。1日に換算するとおおむね週1回程度ということになります。学校のほうは要望が出てきたもので予定を組んでおりますが、現時点で、訪問回数を増やしてほしいとの意見はございません。足りてないというような認識はないというふうに考えます。

○江口委員

最後に1点、文科省の3月3日付の通知の中では、健康面への配慮をきちんとやってくださいねというのがあっています。そこでちょっと1点、気になる点がございまして、お聞きしたいんですが、子どもたちの視力に関してなんです。コロナになってどうしても自宅で、最初の緊急事態宣言のときも家にいて、ずっとユーチューブを見ているとかいう話もありながらなんですが、片一方で、今はG I G A端末を貸して、持ち帰って、制限なしで見ている子もいるんだよという話を聞いたりするんです。そこで、健康面への影響を気にするんですが、視力検査で視力が落ちているとかいう状況とかはどうなんでしょうか。今4月なんで、つかんでいるかどうかなどと思いつながらではあるんですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長

今、学校のほうも、まだ今から視力検査等を行うところだと思いますが、文科省のほうからも、昨年度の視力と本年度の視力と比較するというような情報も入ってきておりますので、その辺り市としても情報をしっかり捉えて、注視してやっていきたいと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「学校施設における児童の転倒事故」について報告を求めます。

○教育総務課長

学校施設における児童の転倒事故についてご報告いたします。資料を提出しておりますので、ご確認をお願いいたします。

事故発生日時は令和3年3月18日木曜日13時25分頃、場所は飯塚東小学校体育館横の側溝で発生いたしました。事故の状況としましては、昼休みにクラスのみinnで遊ぶとして鬼

ごっこをすることになっていましたが、集合時間までの間に、当事者である小学1年生の女兒と男子児童2名で追いかけてごっこが始まり、体育館横にあるコンクリート製壁との間で、男子児童を捕まえようとしたのですが、身をかかわされたため、服を握った状態で足元の側溝につまずき、顔から転倒する事故になったものでございます。被害の状況としましては、顔面の打撲、前歯を脱臼・破折するけがを負ったものです。

事故報告が今に至った経過につきましては、事故当初から、けがの治療においては学校内で負傷したけがでありますので、日本スポーツ振興センターの医療給付で対応しておりますが、事故で永久歯が脱臼し、再植歯をしているため、将来的に、インプラントなどの治療が必要になってくるとの懸念から、保護者から保険費用の相談がっております。

現在けがの治療状況につきましては、顔の治療は現在も継続中ですが、歯の治療に関しては、この事故による治療は治癒しており、日本スポーツ振興センターへの請求のあった医療費は支払い済みでございます。

事故の原因といたしまして、転倒した箇所は学校でも危険箇所として、児童には近づかないよう指導を行っておりましたが、侵入を防ぐなどの対策は講じておらず、また、側溝の蓋が一部ひび割れた状態で溝に脱落しており、本来であれば側溝蓋が設置されていなければならない箇所で事故が発生しています。このことについては、学校における学校施設の点検、安全管理が不十分であり、教育委員会としても安全管理に対する指導が十分にできていなかったことは、公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害の賠償責任が生じるとして、これまでの日本スポーツ振興センターの医療給付ではなく、教育委員会が加入している全国市長会学校災害賠償保険の適用、損害賠償について手続を進めることで、今後、被害者との解決を図ってまいりたいと考えております。なお、事故後の対応としまして、現在は事故現場にありましたコンクリート製壁を撤去し、側溝にはグレーチングを設置し、段差がないように改修を完了しております。また、同様の事故発生を防ぐため、全小中学校に対し、学校施設の外構等の緊急点検を実施し、点検結果を取りまとめており、再発防止に向けての対応を図っている状況でございます。

以上、簡単でございますが、学校施設における児童の転倒事故について報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中博委員

確認ですけれども、約1年ぐらいたっていますけど、何でこれだけ時間がかかったのか、その内容をちょっと教えてください。

○教育総務課長

事故報告が今に至った経緯につきましては、当初は、加害者のいない子どもたちの遊びの中で突発的に起こった事故としまして、学校も保護者も考えておりましたけれども、将来的な歯のけがについて、改めて保護者様のほうから相談もあり、当時の現状写真と確認を行った結果、今回の事実を確認し、必要な時間を要したため、現在の報告に至っております。大変申し訳ございませんでした。

○田中博委員

学校のことでありますので、いろんなこういった骨折だとか、いろんな事故が起こっていますけれども、こんな形で報告というのは、初めての形なので、ちょっと違和感を感じております。本来、こういうことが起きたときに、どんな対象方法を、まずされているのか。まず、学校で起きていますので、学校管理者、担任を含めての話、それから教育委員会が来たのか、そここのところの対応はどのようなふうな形になっているんですか。

○教育総務課長

まず、事故後の一報でございますけれども、学校現場から教育委員会に対しては、事故報告書という形で報告が上がっております。その際については、今説明しました事故の内容等について

て確認をしております、かかる医療についての部分につきまして、日本スポーツ振興センターのほうで、医療費については保険として補助をさせていただくという形で話を進めております。その間に、保護者との間で、また学校側でお話しする機会があった中で、振り返り、このけがについての将来的な不安から、保護者様が、再度、学校のほうとお話をされる機会がございました。その学校との話の中で、また教育委員会も合同で入りまして、現場の確認等を振り返り検証しましたところ、先ほど報告しました蓋がかりが、通常なければいけない箇所に蓋がかかってないという事実の中で、学校の管理の不十分さというところを、今回確認しましたので、保護者の方と今後の、被害者との解決を図る上で、教育機関が加入しております市長会の保険の損害賠償という形で、手続をするように協議を進めさせていただいております。なお、医療費につきましては、現在、顔の治療のほうは、まだ完了していませんけれども、症状が固定した後に、損害賠償の手続でお話を進めさせていただきたいと考えております。

○田中博委員

今の話の経過で、その保護者の方が裁判か何かされるとかいう、そんな状況にはなっていないんですか。

○教育総務課長

保護者の方とは協議を進めておりまして、裁判を起こすとかそういうことではございません。こちらのほうが瑕疵を認めた部分についての損害賠償という形で、協議を進めさせていただきということで、今回の議会の報告を皮切りに、また改めて保護者の方と協議を持たせていただきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

けがの状況、もう少し詳細にお聞かせいただけますか。

○教育総務課長

そのときに負ったけがでございますけれども、転倒しておりまして顔面を打撲しております。また上の歯、これは永久歯になりますけれども、2本の欠損及び破折という形で、ひび割れ等が生じております。それと下の歯につきましては、永久歯が脱臼という形で抜けておりますので、そちらの歯を再植歯している状況でございます。失礼いたしました。上の歯につきましては、1年生ということで乳歯でございます。訂正いたします。

○江口委員

先ほど説明の中では、壊れていたもので、ロープとかは張っていないんだけど、子どもたちには伝えていたというお話だったかと思うんですが、そのとおりですか。

○教育総務課長

学校側の指導を確認いたしましたところ、危険箇所としてそこでは遊んでいけないという形で、子どもたちには指導していた場所ということで確認しております。

○江口委員

この案件、私、個人的にその方を知ってまして、お話を聞いたことがございます。その中では、何らロープも張っていなかったし、子どもたちに聞いたんだけど、何もそこで遊んではいけないとかいう話は聞いていないということだったんですよ。何か保護者との話だと違うような感じなんですけど、学校側はきちんと子どもたちに伝えていた。どんな形で伝えていたんでしょう。もともといつ頃から壊れていたんでしょうか。

○教育総務課長

そのことについて学校側と確認をいたしておりますが、危機管理上、毎月、外構等の点検については、学校ではきちんと行っているということでございますけれども、いつから脱落した蓋が、そのような状況になっていたかという詳細につきましては、確認がとれないような状況で、

こちらでも確認しております。それと、学校の指導のほうでは、クラスのほうで担任先生のほうから、危険箇所という形で、口頭でご説明していたということで、そのことにつきましては、改めてこのような事故が起きておりますので、現場に危険な箇所ということのサインを表示するなり、口頭では子どもたちの記憶にも残らないような形の指導では、もう少し足りないのではないかということで、学校全体を通しまして、そのような対策をとるように、こちらからも発出をいたしております。

○江口委員

子どもたちにこの話を聞いたことあるというやつは、教育委員会としては聞いたりしているんですか。そして聞いたことあったよというふうな形ということですか。口頭で報告があったんだ、お話があったんだという、子どもたちの中ではそういう理解ということですか。保護者の方からは、子どもたちに聞いたんだけど、誰も聞いたことなかったという話だったんだけど。

○教育総務課長

今のお話につきましては、保護者の方が放課後児童クラブのほうにお子様も通所されていることで、その子どもたちにお声掛けされながら確認をされたということで、保護者様とお話をする機会の折に聞かせていただきました。今ご指摘の部分について、我々教育委員会のほうから、子どもたちに聞いたかとかいう形のご質問等はいたしておりません。

○江口委員

今、課長がお話しされたのは、先ほどは学校のほうでは話をしていたんだ、注意喚起をしたんだけれど、ただロープとかは張っていなかったけど、注意喚起をしていたんだ、そこで事故が起きたんだって話だったんですよね。片一方で、保護者のほうから私がお聞きしたのは、ロープも張ってないし、おまけに何も聞いていない。うちの子だけかと思ったら、ほかの子に聞いたんだけど、そこも聞いてない。話が違うわけですよね。話が違うんだけど、その学校側がお話したやつだけをそこで言われたら、その学校が話をしたというのに関しては、何か記録があったりしたんです。それぞれの先生が、いついつこれきちんと話をしているねというのが、何か職員会議でこうやって言ったので、されているはずだよとかいうのが残っていたりするんですか。

○教育総務課長

今回の事故を起因としまして、事故報告書の内容も確認いたしております。その項目の中に、生活科において季節を見つけようという学習の中で、校内、虫の探しなど校内を探索する際に、運動場や草むらなどに入り込まないようにということで、その都度都度に、今の場所については指導を行っていたという形で報告を受けております。

○江口委員

生活科の授業の中で、それはここが危険だから行っては駄目だとかいう話とイコールになるんですかね。ここで言い争うことではないので、確認をした上できちんと対処していただきたいと思います。まず一番悪いのは、ロープも何も張っていなかったら、それこそ分からないですよ。走り回ったら行くことはあり得ますよね。もしかしたら話があった日に休んでいたかもしれないとかね。だからロープを張るんでしょう。いろんなところ、そうですね。だから柵もするし、ロープも張ったりするわけでしょう。それがなされていなかったということに関しては、非常に残念に思います。あと対応についても、学校に対する不信感を持たれた部分があるんです。当初、連絡があったのは、歯が欠けたそうなので病院に連れて行ってもらえますかというふうな形で、保護者の方に連絡があったと聞いています。学校の中でこうやってけがをしたというときは、当然、学校が連れて行くものだと思うんだけれど、対応として、その学校の対応というのは正しいのでしょうか。病院のほうからは、救急車で来ていいレベルだったんだよというのを、保護者の方はお聞きしたということなんですが、現実には、そのときちょっとこちらにおられなくて対応できなかったので、学校側から連れて行っていただいたという

ことはお聞きしているんですが、対応としては、保護者が病院に連れていくというのが正しい対応なんですか。

○教育総務課長

まず、事故発生当日の学校の対応についてご説明いたします。事故等が発生した際の対応としまして、当該児童が口から血を流した状態で、友達に引率されながら養護の先生のところへ来室しております。養護教諭につきましては、担任教諭に連絡し、担任教諭から管理職、また保護者へ連絡しまして、学校長の指示により児童をかかりつけの病院のほうへ連れて処置を行っております。引率した養護教諭は医師からの説明を学校長に報告しまして、保護者には電話で治療の内容等を報告いたしております。その後、女兒の叔母様が学校に来られまして、女兒は早退をいたしております。学校では、学校に残った子どもたちについても、また、再度遊ぶ場所についての学級指導を行いながら、当日の午後6時頃には、校長、担任、養護教諭で家庭訪問等を行っております。学校の危機管理等の在り方につきましては、学校の安全法という形の中で、学校の危機管理マニュアルというのを毎年作成しながら、学校現場の実情に合わせて、日常的な安全確保等を確認しております。令和4年度につきましても、もうじき学校側から提出されるようになっておりまして、まず事故等の発生時の対応としましてのマニュアル等の中で、発見者が学校の先生たちに伝えながら、その緊急的には応急処置を伴ったり、応急処置の中では、先生が病院へ直接連れて行くということにつきましても、事故・事件等発生時のマニュアルの中で示されております。

○江口委員

私が聞いたのは、学校の対応として、保護者に連れて行ってもらえませんかという電話があったんだけど、それが正しいのかということなんです。学校側が病院に連れて行くのではないかなと思ったんだけど、そのマニュアル上ではどうなっているんですか。

○教育総務課長

緊急度の診断等も当然事故の内容によってございます。応急処置としてタクシー等で先生が連れていくこともマニュアルの中では示しておりますし、当然、救急119番で病院へ通報するという形もあります。

○教育部長

今回の案件につきましては、けがの重大性に鑑み、緊急ということで、この場合は学校のほうが、今、担当課長が申しましたように、救急車またはタクシー、またはいろんな方法を使って、学校側が病院に運ぶべき案件ではなかったかというふうに考えております。

○江口委員

その対応も含めて、きちんと全部見直さないと、例えば別の学校でもあり得るかもしれないわけですよね。そのときにまた、同じように保護者に連れて行ってもらえますかという電話をしてるようでは、学校ってそうなのという不信感を持たれるわけです。ぜひ、そういったことのないように、しっかりとやってください。また、学校安全保健法第28条を見ると、学校環境の安全の確保として、校長は、当該学校の施設または設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、または当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。当然、ロープとかを張るのも一つやらなくてはいけないことだし、当然のこととして、ここの蓋に関して至急手配をしてくれというのを、学校設置者、市長、教育委員会に対して申入れていただく。それに関しては、本当に分かった時点ですぐ送るという形をやっておかないと、時間がたてばただけリスクが増えてくるわけですよね。今回、もうその保護者からは、永久歯が2本欠けて乳歯が折れた。永久歯が1本抜けて、歯茎も裂けて、鼻と上顎が骨折したというふうな形で私のほうはお聞きしています。学校の対応に関しては不信感を持っておられる部分があります。ただ最近に関しては、事故の責任という形は認めてい

ただいて、お話をしているということですが、ただ今日の報告の分をY o u T u b eで見られたら、学校側は子どもたちに言っていたんだけどというやつを見たら、また、それ話が違うよねというのはあり得るわけです。事実関係をしっかり確認しながら、やっていただきたいとお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

さっき田中委員の質問に明確に答えられなかったと思うんだけど、報告が1年以上もたってされたということについて、分からない。今回の報告は、誰の判断による報告ですか。

○教育部長

今回の報告につきましては、学校施設の瑕疵によるその事故という結果を受けまして、教育委員会内部での判断でのご報告になります。

○川上委員

これは子どもがけがをしたからということだけではなくて、学校施設に瑕疵があったということを確認したから報告をするということなんですね、今の答弁は。

○教育部長

一般的に学校のほうでは、子どもが遊ぶ中でけがをしたり、また中学校であれば部活動の最中にけがをしたりといったもので、学校健康センターのほうの保険を使うことは多々ございます。ただその場合については、一つ一つはこちら委員会のほうには報告はしていない状況でございます。今回、施設の瑕疵の部分についてが出てきましたので、教育委員会内部の判断ということでご報告のほうをしている状況です。

○川上委員

この学校施設の瑕疵によるという、原因がそこにあるという判断に至ったのはいつですか。

○教育総務課長

大変判断が遅れておりますけども、3月7日でございます。

○川上委員

その判断の根拠となるものは何ですか。

○教育総務課長

今回、資料に提出しております現状の当時の写真を確認する中で、改めてこの部分について瑕疵を確認いたしております。

○川上委員

それはおかしいじゃないですか。ということは、教育委員会は3月7日まで、あるいはその近くまで、現場を見ていないし、写真も見なかったということになりますよ。そういうことなんですか。

○教育総務課長

その部分については気づかず——確認の中で、その部分に、瑕疵についてのところについて気づかなかったということでございます。

○川上委員

3月7日に近い頃に写真を見たら、これは学校施設の瑕疵だという判断を直ちにされたわけですか。

○教育総務課長

この判断につきましては、私どもも、一旦、話の中では、弁護士のほうにも確認しながら、この部分の写真等の状況を踏まえまして、学校管理の瑕疵に当たるかどうかにつきましてもご相談した上で判断いたしております。

○川上委員

弁護士と相談したのはいつですか。

○教育総務課長

弁護士への訪問日時は4月5日でございます。

○川上委員

それはいつの4月ですか、今年、去年。

○教育総務課長

今年、令和4年4月5日でございます。

○川上委員

今話を聞くと、3月7日の日に写真を見て、現場を見たんですか、教育委員会が現場を見たのはいつですか。

○教育総務課長

事故が発生しました3月18日、その翌日3月19日に確認しております。

○川上委員

そうすると話がちょっと分からないでしょう。3月19日に写真を撮ったでしょう、撮っていないですか。

○教育総務課長

3月18日の時点で、学校側につきましては、仮の囲いということで、パイロンとかロープをその場所に設置しておりまして、実は脱落した側溝蓋も元に戻っていた状況でございました。

○川上委員

そしたら、子どもの安全のためにそうしたのか、現場を隠蔽しようとしたのか分からないね。そして、1年間、それが学校施設の瑕疵だということについて考えもしなかったということになりますけど、そういう状況だったんですか。

○教育総務課長

申し訳ございません。教育委員会で学校施設を管理しております。管理している部分について、現場と対応する中では、元に、原型というか、蓋が戻ったような状況という形で、事故当初の写真等の確認を怠っておりました。そのような中から、今回3月7日の話合いの中で、また振り返り確認する状況の中で、事故発生当時の写真というのを確認する機会がございまして、その折から話を確認する時間をいただきながら、今回の事故報告に至った経過でございます。

○川上委員

そしたら、3月7日、あなた方が見たという写真は誰が撮った写真ですか、誰が提供したんですか。

○教育総務課長

実は保護者様からいただいた資料でございます。

○川上委員

どういうふうに見るかという見方によって違うと思うけど、子どもがそういう重大な、大体MRとかしたんですか。脳のMR、その現場は誰が直したんですか。誰が蓋を、割れた蓋を起こして、そしてパネルか何か貼ったわけ、見えないように。誰がしたんですか。誰の指示ですか。

○教育総務課長

現場のほうにおきましては、学校管理職のほうで緊急の対応という形で、同様の事故が発生しないようにという形で、パイロンとそういった表示の中で、その隙間に入らないような対応をとっております。その辺に合わせまして教育委員会施設系のほうで大きなパネルを、完全に塞ぐような格好で、夏休みの期間に、これを完全に撤去するまでの間は、そのような対応で侵入を防止する策を講じております。

○川上委員

ちょっと脱線するかもしれないけど、夏休みの間にそこは改修したわけね、先ほど言ったグレーチングだとか。そうしたら、3月7日に当時の写真を撮っていなかった教育委員会に、保護者が突きつけて、そのときにあなた方は初めてそのときの、事故が発生したときの状態を見たわけですね。そういうことですか。

○教育総務課長

現状の写真につきましては保護者様の提供でございまして、学校現場ではそのことは確認していると思いますけども、教育委員会としての確認については、後の3月7日の写真をもって確認いたしております。

○川上委員

そして、あなた方は3月7日から4月5日までの間は、どういうことをしたんですか。

○教育総務課長

このことを受けまして、この転倒のけがに対する報告の事務決裁をとっております。その中で、この手続について、全国市長会学校災害保険制度に基づいた手続を行うことについての決裁をとりながら、対応いたしておる期間でございました。

○川上委員

それで4月5日に、弁護士は誰ですか。

○教育総務課長

飯塚市の顧問弁護士の松尾弁護士でございます。

○久世副市長

顧問弁護士の松尾朋先生でございます。

○川上委員

その松尾弁護士に、顧問弁護士に、教育委員会は、これは学校施設の瑕疵だと思うけど、どうかという相談をしたんですか。あるいはそうではないと思うけどという相談をしたんですか。どういう相談をしたんですか。

○教育総務課長

担当課の意見としましては、日常からの立入りの指導について行っていた場所でございますけども、保護者との話合いの場を設けた際に、児童が転倒した箇所が、側溝の蓋がひび割れて溝に脱落した状態のまま放置されていた状況であったと判明したため、学校の安全点検が行き届かず、市としても安全管理指導が不十分であったと考えます。保険適用の医療費の補償は制度上できませんが、損害賠償保険の請求を行い、保護者との解決を図っていく所存ですという形で相談をいたしております。

○川上委員

顧問弁護士の回答というか、アドバイスはということだったんですか。

○教育総務課長

回答としましては、本件事故は、国家賠償法第2条に規定される公の営造物の設置管理の瑕疵に基づく損害責任が生じるケースであるということで確認をとっております。

○川上委員

基本的に、視点を变える、あなた方の視点ではない、普通の視点から言えば、隠蔽をしておいた、3月7日まで。と言われても仕方がないのではないですか。例えば、土木管理課におられた方がいるかどうか分かりませんが、和解の報告が幾つも上がってくるでしょう、議会に。その溝が学校の中ではなくて、道路の側溝だったらね、分かるでしょう。100%市に瑕疵があるじゃないですか。学校の中で起こったことについては、なぜ、再発防止というか、危ないから伏せたというのものもあるかもしれないけど、現状、写真も撮ってないし、ということであれば、視点を変えれば、先ほど言ったようなことになりますよ。それで、今グーグルアースで現場を見ると、あなた方が示した図とはちょっと違うというか、分かりにくい。これでいくと、

あなた方の示した図でいくと、側溝蓋が1枚だけ破損して落ちていて、あとは全部ちゃんと蓋がかかっているように見えるんだけど、そうなんですか。

○教育総務課長

資料のほうの見取図では、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、資料を見まして左側に、延長の分については、きちんと側溝蓋が入っておりました。コンクリート製の壁につきましては、その溝裏にも水を取水するような機能がございすけども、蓋がかりがあるような、側溝蓋をかけるような構造にはなっておりませんで、通常のオープン側溝という形、オープンな溝という形の状況でございます。

○川上委員

グーグルアースでちょっと見にくいし、何年も前のものかもしれませんが、オープンな溝と言われたでしょう。蓋がかかっていないように見えるところが少しある。その辺からこの辺ぐらまで蓋がかかってないみたいに見える。そこはあなた方確認しているんでしょう。これは連続しているわけですか。オープンになっているところと、蓋がかかっているところは。

○教育総務課長

委員がおっしゃるとおり、連続しております。

○川上委員

そして、オープンになっているところから、このコンクリート蓋がかかっているところ、脱落していたところ、一番端が脱落していたわけですか。

○教育総務課長

1番端の部分が脱落しておりました。

○川上委員

夏休みにグレーチングをかけたというのは、どこにかけたんですか。

○教育総務課長

コンクリート製の壁は延長で9メートルほどございます。その部分を取り外しまして、掘り起こした際に出てきた溝について、きちんとグレーチング蓋を施工して、溝がないような状況でフラットにして改修しております。

○川上委員

ということは、あなた方が認めた瑕疵は、そこを脱落していたことを放置しておったというだけではなくて、オープンと言われた、蓋のかからない状態のところを、放置していたというのも瑕疵と判断したのかと思うんだけど、そういうわけじゃないですか。

○教育総務課長

あくまで危険箇所として管理が不十分であった部分については、側溝蓋が落ちている部分でございます。

○川上委員

しかし、その改修のときに合わせて、蓋のない溝というのはなくしてしまったということなんでしょう。それを確認したいと思う。

○教育総務課長

壁を取り外しまして、また地平面にそういう溝の部分ができますので、そこについてはグレーチングの蓋でフラットしております。

○川上委員

この場所についてなんだけど、人が通常行くはずのないところではないでしょう。体育館があって、目の前に運動場が広がっているんだから。そこにタイヤの埋めたので、子どもがわんわん遊べるようになっているわけですから。ここに運動場があって、ここにタイヤがあって、場所ここじゃないですか。だから私は、学校がこの整備を、少なくとも割れて落ちたやつを、少なくともですよ、放置するはずがない。それから、オープンな状態の溝を置くわけがない、

そういう場所で、1年生がいるのに。だから私は、学校から、手元のお金がそうないので、教育委員会に何とかありませんかという相談があつてないのかなというふうに思うんですよ。一度もあつてないですか。

○教育総務課長

学校では日々の点検におきまして修繕依頼書等を含めまして要望箇所の確認を行っておりますけれども、これまでそのようなご報告はいただいておりません。

○川上委員

ここはいつから落ちているんですか、この蓋。

○教育総務課長

協議の折に、私のほうも確認いたしました、学校管理側では把握をされておりました。

○川上委員

そういうことはないでしょう。校長先生が赴任したら、最初にする仕事の一つは、学校の安全点検でしょう。校長先生が気がつかないわけがない。しかも今言ったようなポイントですから。と思いますよ。だから私は、きちんと学校から修繕の要請が来てなかったのか、なかった、なかった、学校の責任だと言わないで、口頭ではなかったのか、これと同じような場面を立岩小学校で見つけましたよ。メタセコイヤを切って、小さい苗木を植えるといったときに入って、階段を降りて行って、階段を降りてくる。体育館だから階段を降りるんですよ、高いでしょう。そこに蓋がないんだから、もういくら何でも改修していると思うけど。この階段を降りていったところは、今言った穴が開いているところでしょう。だから調べてみたらどうですか、学校から要望がなかったか。片峯教育長時代ぐらいまで遡って。施設一体型に二百何十億円も金かけとってよ、という議論になりますよ。それで、今回の夏休みに整備したのに、お金は幾らかかりましたか。

○教育総務課長

請負代金につきましては93万5千円でございます。

○川上委員

蓋だけだったら幾らですか。

○教育総務課長

大変申し訳ありません。私、お答えを持ち合わせてございません。すみません。

○川上委員

それより少ないに決まっていますけど。それで、これを受けて全校チェックをかけたと言われたでしょう。それはいつかけたんですか。

○教育総務課長

発出日は令和4年4月5日でございます。その点検につきましては、15日までに提出期限を設けまして行っているところでございます。

○川上委員

それは今年の4月5日のことですか。

○教育総務課長

申し訳ございません。令和4年4月5日でございます。

○川上委員

教育長、ちょっと何か言ってくださいよ。

○武井教育長

教育総務課長が、事件の概要等、対応について、あるいは問題点についてはお話をしたとおりでございます。私どもとしては、学校の施設点検、そして瑕疵についての情報の連携、そして事故の対応等も先ほどお話がありましたけど、様々、不十分な部分が多かったと思っております。

ますので、先ほど来、お話ししておりますが、施設の再点検等をさせていただきまして、本当にこういうことが2度とないように、再発防止に向けて、学校のしっかり、そういった実態を把握しながら取り組んでいきたいと思っております。

○川上委員

教育長はその子に会って、何と謝罪したんですか。

○武井教育長

当該児童にはお会いしていません。

○川上委員

1年間は自分たちに瑕疵がないまま、子どもがけがをしたとっていたわけでしょう。あなたのあれだったら、転んだ子どもが、けがしたほうが悪いということじゃないですか。その認識は極めて重大だと思うけど、遅いけど、保護者に突きつけられて、後は、教育長、自分の責任だということを認めたわけでしょう。何で子どもに会わないんですか。保護者にはもちろん会ったんでしょう。保護者に会ったんですか。

○武井教育長

保護者にも、私が直接は、まだお会いしていません。

○川上委員

いつ会うんですか、その保護者と子どもに。状況によっては一緒に遊んでいた、追いかけた子どもさんにも、心に傷が残っているかもしれないでしょう、その親御さんにも。行かないんですか、教育長は。

○教育部長

けがをされたお子様、また先ほど江口委員のほうからご指摘もありましたように、保護者の方と学校から聴取した内容、食い違いが出ているようなところもございます。また、非常に大変なけがを負われているということで、今現在、担当課長また学校のほうが対応のほうをさせていただいているところでございますが、保護者様のほうからそういったご要望が出た場合は、誠心誠意対応のほうをさせていただきたいと考えます。

○川上委員

今日、なぜこの福祉文教委員会で報告するのかと聞いたでしょう。そしたら、自分のほうに瑕疵がありましたということも認めたじゃないですか。まさか瑕疵責任割合とか言わないと思うけど、認めた瞬間に謝罪に行くのではないんですか。向こうから要望があったら謝りに行く。教育部長が答弁したら、そういうことになっていくでしょう。何なんですか、その答弁は、教育長の。待っているわけ。子どもが武井さんに手紙を書いて、武井先生、謝りに来てくださいというのを待っているわけ。

○武井教育長

部長のほうは今答弁いたしましたけども、こういった事態になって責任は十分に、当然でございますが感じておりますので、しっかりと誠意を持った対応をしたいと思っております。

○川上委員

いや、そういう役所的なことを言わないで、子どもさんと保護者に速やかに会いに行って謝罪するというふうに答弁したらいいじゃないですか。瑕疵があると認めたんでしょう、市と教育委員会に。行かないんですか。市長とあなたで行けばいいじゃないですか、すぐ。この子ね、よく考えてみて。脳挫傷とかもっと重大なことになっていた危険性がある。その前にもそういう危険がずっとあったんですよ、何年も。議員として、そういうこともチェックしていなかった責任を、私も負っていると思いますよ。だけど、今すぐ行ったらどうなんですか。嫌なんですか。

○教育部長

先ほどの発言は取り消させていただきまして、担当課長のほうと相談しまして、教育部長と

してご自宅のほうを訪問したいというふうに思います。

○川上委員

なぜそういうことを言うのかなあ。教育長と相談して、市長と一緒にいくということではないんですか。まず、そういうことを、きちんと整備していなかった責任。もう一つあるでしょう。1年間も苦しみ続けさせた責任。この2つが謝罪の中身ではないんですか。親は当然、慰謝料を要求する権利があると思いますよ。教育長が行く。市長と一緒にでもいい。そういう性質の問題じゃないですか。これは私が持ち上げたテーマではないでしょう。あなた方が自分たちに瑕疵責任を認めたというって議会で報告したんだから、質疑もするという事になっているわけだから、今質疑しているわけですよ。あなた方が報告したんですよ。先ほど、向こうから要望があれば行きますというのは撤回するという事だから、教育長、さっさと行ったほうがいいですよ、今日中に。答弁してください。

○武井教育長

おっしゃるとおり私どもの瑕疵が根本的な原因でございますので、謝罪ということも含めて、しっかり誠意を持った対応をしたいと思っております。

○川上委員

最後だけど、もうどうしても行くと言わない。片峯市長にもちょっと言ってみよう。副市長、伝えてください。こういうやり取りをしたということ。教育長は行くと言わないと、市長も行かないのかと、かなり厳しく言っていたということ伝えてください。もうネットで見ているかもしれないけど。ぜひ、今日、明日中ぐらいで行くべきですよ。児童虐待とか、語る資格が今あるんですか、あなた方に。ちょっと言い過ぎたかもしれないけど、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中博委員

学校施設の安全管理についてちょっと確認させていただきますけども、この安全管理については多分マニュアルがあると思うんですけども、教育施設関係で、定期的に1か月か、2か月か、半年か分かりませんが、チェック項目があって、それで報告があっていると思いますけども、今もそれがありますか。

○教育総務課長

ございます。学校施設点検等による安全点検については、学校危機管理マニュアルを各学校ともが作成されまして、校内の安全点検の実施計画を作成しまして、教育委員会においても、学校施設の点検管理マニュアルに基づきまして、各学校で実施された学校施設安全点検のチェックリストの提出を求めるなりで、確認を毎年行っております。

○田中博委員

それが出ているのに、今度の飯塚東小の中の、これはチェックはされたんですか。もうこれ以上追っかけませんが、ほかの学校を含めて、今小中一貫になって学校が建て替わって新しくなっていますが、昔は古くてコンクリートが剥離して落下するとか、あとはブロック塀が倒壊するとか、いろんな危険があったんですけど、今は新しく建て替わりましたので、大分、危険も省かれてきたんですけども、そのために施設安全管理マニュアルというのがあって、日頃から管理者がチェックして、一々自分で見てやってくださいよというのがありますので、それを、こんな事故にならないように、ちゃんと学校側と教育委員会と、そのところをひとつチェックするポイントがございまして、これを生かしてください。本当に学校管理者が見ているのか、見てないのか。報告書を持って、教育委員会が現場に行ってくださいよ。屋上に行ってくださいよ。何か起こらないとやらないとか、結局はこういう形になると最終的に責任を取らなくてはいけなくなりますので、やはり日頃からそういったことで、そういったマニュアルもつくってもらったし、そういったものを生かして、ちょっと緊張感を持って、子どもた

ちの安全に対して対処してください。終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。